

議 事 日 程 第 2 号

令和元年12月3日（火）午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第2号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1 番	小 久 保 広 信	議員	2 番	影 澤 政 夫	議員
3 番	我 妻 徳 雄	議員	4 番	太 田 克 典	議員
5 番	山 田 富 佐 子	議員	6 番	佐 藤 弘 司	議員
7 番	高 橋 壽	議員	8 番	高 橋 英 夫	議員
9 番	山 村 明	議員	10 番	堤 郁 雄	議員
11 番	関 谷 幸 子	議員	12 番	遠 藤 正 人	議員
13 番	島 軒 純 一	議員	14 番	工 藤 正 雄	議員
15 番	齋 藤 千 恵 子	議員	16 番	成 澤 和 音	議員
17 番	中 村 圭 介	議員	18 番	鳥 海 隆 太	議員
19 番	古 山 悠 生	議員	20 番	井 上 由 紀 雄	議員
21 番	小 島 一	議員	22 番	島 貫 宏 幸	議員
23 番	木 村 芳 浩	議員	24 番	相 田 克 平	議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長 中 川 勝 副 市 長 井 戸 將 悟

総務部長	後藤利明	企画調整部長	我妻秀彰
市民環境部長	堤啓一	健康福祉部長	小関浩
産業部長	菅野紀生	建設部長	杉浦隆治
会計管理者	猪俣郁子	上下水道部長	高野正雄
病院事業管理者	渡邊孝男	市立病院 事務局長	渡辺勅孝
総務課長	安部道夫	財政課長	遠藤直樹
総合政策課長	安部晃市	教育長	大河原真樹
教育管理部長	渡部洋己	教育指導部長	今崎浩規
選挙管理委員会 委員長	小林栄	選挙管理委員会 事務局長	村岡学
代表監査委員	森谷和博	監査委員 局長	片桐茂
農業委員会会長	伊藤精司	農業委員 会事務局長	宍戸徹朗

出席した事務局職員職氏名

事務局長	三原幸夫	事務局次長	細谷晃
庶務係長	金子いく子	議事調査係長	渡部真也
主 任	藤崎優一	主 事	齋藤拓也

午前 9時59分 開 議

○鳥海隆太議長 おはようございます。
ただいまの出席議員24名であります。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は議事日程第2号により進めます。

.....

日程第1 一般質問

○鳥海隆太議長 日程第1、一般質問を行います。
順次発言を許可いたします。
一つ、本市における地球温暖化対策の取り組みは、8番高橋英夫議員。

〔8番高橋英夫議員登壇〕（拍手）

○8番（高橋英夫議員） おはようございます。
日本共産党市議団の高橋英夫です。
私がトップバッターを務めますのはちょうど1年前の12月議会以来2回目でございます。ここまですで18回の質問に立っておりますので、確率として18分の2ですので、まあまあ高目の確率だと言えるのかなと思っております。

きょうは地球温暖化対策についての質問をいたしますけれども、せんだっての市長選挙で当選されました中川市長には、この大きなテーマでございますが、米沢市ではまだまだ施策としては私は弱いのではないかという意味合いできょうは質問いたしますけれども、ぜひ重要な施策として、中川市長のトップとしての英断をぜひ發揮していただいて、米沢市が全国でも先頭を切るような地球温暖化対策、こういった施策を講ずるような、そういった施策展開をしていただきたいということを願いつつ質問に入りたいと思います。

今、世界各地でかつてない豪雨や海面上昇、記録的な熱波などの異常気象が起きています。日本を襲った台風15号、19号による農林水産関係の被害額は、農水省によると3,800億円を超えました。

背景には海水温上昇など世界的な気候変動があると指摘されています。

各国の首脳らが、2020年以降の地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」に基づいて地球温暖化対策を加速する方策を提示する国連気候行動サミットが本年9月にニューヨークの国連本部で開催されました。グテレス国連事務総長は気候変動対策を「私たちの生存がかかっている」とし、またこの会議でスウェーデンの環境活動家、16歳のグレタ・トゥーンベリさんが世界に向かって次のように訴えました、「被害を受けている人たちがいる。死につつある人たちがいる。生態系全体が崩壊しつつある。私たちは大量絶滅のとば口にある」と。そしてまた各国の首脳に対しこう言いました。「未来の世代の目は皆さんに注がれている。私たちを裏切るなら絶対に許さない」と声を震わせ訴えました。その姿は世界中の若者の心に響き、かつてグレタさんがたった1人で始めた議会前での学校ストライキは全世界に広がり、185カ国700万人が街頭に繰り出し、各国政府に早急な対策を求めて声を上げています。

ことし9月の世界気象機関の報告書によると、2014年から2019年までの5年間の世界の平均気温は観測史上最も高くなり、産業革命前と比べて既に1.1度上昇し、海面上昇も著しい上昇が見られたと強調しています。代表的な温室効果ガスである二酸化炭素の排出量が過去最高になったことが要因だとして、その削減対策が急務だと指摘しています。

深刻化する地球温暖化を前に、世界の平均気温上昇を産業革命前と比べ2度より十分低い1.5度に抑える努力目標を掲げたパリ協定が2015年にパリで開催された国連気候変動枠組み条約、第21回締約国会議（COP21）で採択されました。協定は、21世紀後半までに人間活動による温室効果ガス排出量を実質ゼロ、これは排出量と吸収量を均衡させる実質ゼロとする方向性を打ち出しました。

さらに、昨年10月には、国連の気候変動に関する政府間パネル（I P C C）が、1.5度上昇した世界の姿に焦点を当てた「1.5度特別報告書」を発表しました。世界の平均気温は既に1度上昇し、現在のペースで地球温暖化が進めば2030年から2052年の間に1.5度に到達する可能性が高いと発表、パリ協定に提出されている各国の目標では3度の上昇が見込まれると指摘しています。

報告では、気温が2度上がると1.5度の場合よりも東アジアや北アメリカなどで強い降水現象や熱帯低気圧のリスクが高まると強調、世界の平均海面は1.5度の気温上昇でも2100年までに26センチから77センチ上昇し、2度の場合より上昇幅は約10センチ低く、被害を受ける人たちは最大約1,000万人減少するだろうと推計しています。報告書は、1.5度に抑えるためには二酸化炭素の排出量を2030年までに2010年比で45%削減し、2050年には実質ゼロにする必要があるとしました。

地球温暖化の脅威に対し、国際社会、市民社会が立ち上がっています。国連気候行動サミットでは先進国を中心に77カ国が2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロを約束し、70カ国が2030年までに国別目標を引き上げる意思を表明しました。カナダ、イギリスなどやアメリカ・カリフォルニア州などの自治体、企業は、2030年までに石炭火力発電の廃止を目指す脱石炭連盟をつくっています。昨日12月2日からはパリ協定の実施規則などをまとめるC O P 25がスペイン・マドリードで開催されています。各国の削減目標や行動の引き上げなどが早急に求められています。

一方で、世界には逆行する動きもあります。アメリカのトランプ大統領が先月パリ協定からの離脱を国連に正式に通告しました。温室効果ガスで中国に次いで世界第2位の大量排出国の離脱は内外から批判されています。

日本はどうでしょうか。

9月の国連気候行動サミットでは、小泉進次郎環境大臣が出席したことをテレビメディアが大

きく取り上げていました。実際には、グテレス事務総長が具体的な計画を持ってくるよう求めているため、石炭火力の新設を進める日本には発言の機会はありませんでした。

安倍政権が6月に決めた「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」では2030年の削減目標が2013年比でわずか26%、40%削減を掲げる欧州などと比べ、主要国で最低レベルです。二酸化炭素を大量に出す石炭火力の進行中の計画は日本国内で22基にも及び、政府は海外の石炭火力への公的支援を進め、輸出を推進する方針です。排出量で世界第5位の責任を全く果たしておらず、世界から批判的になっています。

ことし9月の持続可能な開発目標に関する国連の最新報告書では「最も緊急に行動が必要な分野が気候変動だ。影響は破局的で、取り返しがつかなくなってしまう。気候変動に対し決定的な行動をとる時間はなくなっている」と強調しています。

ところで、私たち米沢市の地球温暖化対策はどうなっているのでしょうか。

議員の皆さんは、サイドブックスの中の市政協議会のフォルダの中の本年7月26日分の配付資料の中に「米沢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の本冊並びに概要編がありますので、ぜひ開いてみてください。

この本冊の4ページには米沢市のこれまでの取り組みが紹介されています。

1997年（平成9年）4月、米沢市環境基本条例施行、2001年（平成13年）9月、条例に基づき米沢市環境基本計画策定、2006年（平成18年）12月、米沢市地球温暖化対策実行計画、2008年（平成20年）3月、米沢市環境基本計画改訂版、2012年（平成25年）10月、第2期米沢市地球温暖化対策実行計画、2016年（平成28年）2月、第3期米沢市環境基本計画、同時期に第2期米沢市地球温暖化対策実行計画改訂版、そして本年9月からは計画期間を本年から2030年（令和12年）までの12年とする米沢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

及び同（事務事業編）がスタートしています。

実行計画にある温室効果ガス削減のための施策展開には、１．低炭素・循環型社会の構築として５項目、２．再生可能エネルギーの導入として２項目、３．森林等の吸収源対策として４項目が挙がっており、これらの取り組みに「市民、事業者、ＮＰＯ等が参加しやすいよう積極的な広報、周知の徹底に努めます」とあります。

そこでお伺いします。

米沢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）並びに（事務事業編）は９月からのスタートであり、始まったばかりではありますが、１９９７年（平成９年）４月施行の米沢市環境基本条例からですと２２年という積み上げがあります。本市における地球温暖化対策の進捗状況はどうなっているのでしょうか。また、これらの取り組みの中でどんなことが課題となっているのでしょうか。

以上を壇上からの質問といたします。

○鳥海隆太議長 堤市民環境部長。

〔堤 啓一市民環境部長登壇〕

○堤 啓一市民環境部長 初めに、本市における地球温暖化対策の取り組みは、（１）第２期米沢市地球温暖化対策実行計画の進捗状況はどうなっているかの御質問にお答えいたします。

本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地方公共団体としての本市の事務事業に関して、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量削減を目指す取り組みを行うため、平成１８年１２月に米沢市地球温暖化対策実行計画を策定しました。その後、平成２４年１０月に第２期米沢市地球温暖化対策実行計画を策定、計画期間途中の平成２８年２月には国の施策の変化に対応するための改訂を行い、継続して温室効果ガスの排出量削減に取り組んでまいりました。

さらに、パリ協定の採択を受け改定された国の地球温暖化対策計画に対応するため、今年７月に現在の米沢市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を作成したところです。

地球温暖化対策実行計画の進捗状況につきましては、毎年ホームページ等で公表することとしており、直近の平成３０年度の進捗状況では温室効果ガス排出量実績は二酸化炭素に換算して１万７、８３８．１トンであり、これは基準年である平成２６年度の１万９、８５２．５トンからの削減量で２、０１４．４トン、削減率は１０．１％でありました。第２期米沢市地球温暖化対策実行計画における温室効果ガス削減目標は平成３２年度（令和２年度）までに４．９％としており、目標達成となっております。

この削減目標達成のための取り組みの具体例としましては、公用車のエコドライブ実施や施設、設備の効率的運転と適正な温度管理による燃料使用量の削減が挙げられます。また、電気使用量削減では、不要な照明の消灯、空調機の適正管理とクールビズ及びウオームビズの実施、パソコン等ＯＡ機器の節電モード設定、閉庁日のエレベーター運転台数を１台のみとすることなどに取り組んできたところです。

こうした取り組みにより、市の各課から毎月の燃料使用量や電気使用量の状況報告を四半期ごとに事務局である環境生活課が取りまとめ、年度ごとに集計した上で二酸化炭素排出量に換算し、基準年度からの削減量を算定しているところです。

なお、今年度以降につきましては、米沢市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）における温室効果ガス削減目標について、基準年度を平成２５年度として令和１２年までに３９．４％削減することを目標としており、今後目標達成に向け、空調の適正な温度管理や照明、照度の調整などによる運用改善に関する取り組み、省エネルギー型の設備や照明のＬＥＤ化など設備更新に関する取り組み、太陽光発電設備など再生可能エネルギーの導入に関する取り組みを推進していくこととしております。

実行計画の進捗管理につきましては、カーボンマネジメント推進体制を構築し、ＰＤＣＡサイク

ルとして計画推進、点検、評価、見直しと年度ごとの取り組みの実施状況をこれまで同様、市ホームページで公表してまいります。

また、今年9月に策定しました米沢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）ではありますが、これは米沢市全体から排出される温室効果ガスの削減を推進する計画です。区域施策編につきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律第19条に基づき、市はその区域の自然的、社会的条件に応じて温室効果ガス排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し実施するよう努めることとされているものです。

本市の区域施策編では、基準年度である平成25年度と比較して、令和12年度までに温室効果ガスの発生量を30.5%削減、令和32年度までに80%削減することを目標としております。

低炭素・循環型社会の構築、再生可能エネルギーの導入、森林等の吸収源対策を施策の柱として今後取り組むこととしており、本市では具体的な取り組みに市民、事業者、NPO等が参加しやすいよう積極的な広報、周知の徹底に努めてまいります。

次に、（2）課題となっていることは何かとの御質問にお答えいたします。

これまで地球温暖化対策について取り組んできた中で、市の事務事業に関しては運用改善などのソフト事業と設備更新といったハード事業実施により温室効果ガス発生量の削減目標を達成してきたところですが、今後のより高い削減目標達成にはハード事業の推進によるところが大きくなると考えられます。ハード事業への投資により温室効果ガス削減の効果は大きくなりますが、より省エネ性能の高い設備更新にはそれなりに費用がかかることが通常であり、公共施設等総合管理計画や個別計画との整合を図るとともに、財政的な課題との折り合いをどうつけていくかが課題となると考えております。

また、米沢市の地域全体の計画である区域施策

編におきましては、市民、事業者、NPO等及び市の各主体の役割がある中で、ソフト事業、ハード事業ともに市民、事業者の取り組みが積極的に行われることが大切であり、地球温暖化対策に関する意識醸成をいかにできるかが課題と考えます。そのため、市の情報提供、周知、意識啓発に積極的に努めてまいります。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） 御答弁ありがとうございました。

この計画によりますと、これから米沢市が新しくつくるような施設にはこういった再生可能エネルギーであったりBEMSと言われるビルディング・エネルギー・マネジメントシステム、こういった考え方を取り入れるというふうに読み取れますが、今建設中の市の庁舎に関してはこういったBEMSといった考え方の導入はどうなっているのでしょうか。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 まず庁舎について申し上げます、照明については全てLED化いたしますので、それに伴いまして消費電力量は大分減ると考えております。

○鳥海隆太議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 私からもつけ加えて説明させていただきます。

新庁舎へのBEMS、いわゆるビルエネルギー管理システムの採用につきましては、基本計画段階から検討しておりましたけれども、導入したときの各設備系統への数多くの計測機器や集中管理システム等のイニシャルコスト面、そして監視項目データを分析して設備機器稼働を最適化運転させるためには熟知したエネルギー管理専門者の配置を要するなどランニング面を考慮いたしますと、新庁舎の場合、それよりは制御性がよくて、省エネ、環境性能がよい設備機器を採用して、それを個別的に最適化運転するシンプル管理

方法に外壁や窓などの断熱性のアップなどを加え、建物全体で熱エネルギー費用やCO₂排出量の削減を図ったほうが有利であるとした設備計画を立てましたので、新庁舎の場合、BEMSの採用までには至っていないところでございます。

なお、新庁舎は、建築物省エネ法の適合義務づけ建築物となっておりますので、省エネ基準を満たす建物であって、CASBEE（建築環境総合性能評価システム）とありますけれども、こちらでAランク（大変よい）を目指す設計で進めているところでございます。そういったところでございますので、よろしくお願いいたします。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） 同様に、先日完成した上郷コミュニティセンター、こちらについてはいかがですか。

○鳥海隆太議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 コミュニティセンターについては、こういった総合的なエネルギー管理システムを導入するまでの規模でないということで、先ほど建設部長が申しあげましたように、施設全体として省エネの構造にしているという状況でございます。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） それでは、今後予定されている市立病院や、あるいはその後の新中学校、こういった建設に関してBEMSを取り入れるという予定、計画はいかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 渡辺市立病院事務局長。

○渡辺勅孝市立病院事務局長 今、市立病院につきましては、基本設計ということで、各配置を決めております。その中で、エネルギー関係につきましては、エネルギーセンターというものを外部業者をお願いして運営する予定でございます。ただ、前提条件としまして、市立病院と三友堂病院、それにアメニティセンターを一体的に管理するエネルギーセンターになりますので、当然その中ではエネルギー運用の効率性が重視されるかと

思います。

当然、病院ですので、安定供給が最優先されますけれども、今、議員御指摘のBEMSについても、業者からの提案があれば検討してまいりたいと考えております。

○鳥海隆太議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 今後、さまざま小学校、中学校の整備を予定しているわけですが、現在、BEMS等の導入までは考えていないところであります。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） 先ほど市の庁舎に関して、全面的にLEDを採用するということで、省エネの基準を満たすという話がありましたけれども、計画の中には既存の建築物もどんどんそういったものを導入していくという文言がございます。今、米沢市内の公共施設においてLED化というのはどの程度進んでいるのでしょうか。

○鳥海隆太議長 堤市民環境部長。

○堤 啓一市民環境部長 本市の公共施設の新設または更新の際には、維持管理費の削減とかあるいは省エネルギーによる地球温暖化防止のためにも積極的にLED照明を設置していきたいと考えております。公共施設等総合管理計画におきましても省エネ型の設備の採用を掲げているところであります。

公共施設全体での照明のLED化率について調査したものはございませんが、最近のLED照明設置の例を挙げますと、平成26年度に改築された第四中学校、平成28年に開館しましたナセBAの建設に当たって、可能な限りLED照明を導入した上、平成30年にオープンの道の駅米沢や建設中の新市庁舎においては一部に有機EL照明を含んで全ての照明をLED化しております。また、今年度完成の上郷コミュニティセンター、さらには今後建設予定の窪田コミュニティセンター、田沢コミュニティセンターにおいても同様に全ての照明をLED化していくというふうにしてい

るところであります。

また、既存の施設におきましても、地球温暖化防止対策を推進する中で、やはり設備更新を機に高効率なLED照明の設置を進めておりまして、小中学校の屋内運動場の照明器具をつり天井落下防止対策工事にあわせてLED照明に更新する工事を実施しております。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） それでは、推進体制との関係で今の話の続きをお伺いします。

事務事業編の計画書の中には、本計画に基づく取り組みの進捗管理の仕組みとして、非常に周知な組織図、推進体制が書いてありますね。環境管理総括者として市長が、そしてカーボンマネジメント推進委員会として市民環境部長、市内の公共施設全ての部署がこの委員会あるいはこの組織に集約されて、PDCAをしっかりとやろうという意気込みを感じる推進体制かと思います。

こういう中で、今LED化、数値はないとおっしゃいましたけれども、今後各施設にどのようなスピードでLED化を進めていくかという計画が当然必要となってくるかと思いますが、そういった各施設への省エネ化、LED化などを計画するという仕事をやっておられませんか。

○鳥海隆太議長 堤市民環境部長。

○堤 啓一市民環境部長 LED化につきましては、やはり設備更新の状況に合わせて検討していかなくてはならないということもありますので、それぞれ各課で計画策定する際に十分検討して進めていくことになります。そういったことで、現時点ではLED化についての計画を特別に策定するということは考えていないところでございます。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） ということは、LEDも含めて各施設でそういった省エネ対策につながるような新しい設備の更新といったものは、各年度の各施設の運営の予算に応じてそこで考える、

そしてその結果を数値化して集約するといった方法だということでしょうか。

○鳥海隆太議長 堤市民環境部長。

○堤 啓一市民環境部長 毎年いろいろ実績等も把握しながら施策を推進していくということにしておりますので、そういったLEDの整備方針等についてもいろいろ状況を把握しながら計画を進めていきたいと考えております。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） じゃ確認ですよ。これら推進体制といいます、今の話によると実際にLED化とか省エネ化するかどうかというのはあくまでも現場に任せるということなんですか。

○鳥海隆太議長 堤市民環境部長。

○堤 啓一市民環境部長 それぞれの施設の整備ですので、その課だけで検討するわけでございませので、関係課といろいろ協議しながらその整備については進めていくわけですので、そういった形でLEDの整備についても検討していくことになるかと思われます。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） 地球温暖化対策実行計画、区域施策編、それから事務事業編とございます。事務事業編のほうは米沢市がメインの計画なわけですがけれども、市長にお伺いしたいんですけれども、米沢市は市民の先頭に立ってこういう温暖化対策の実行計画を推進する、そういう旗振り役の立場であります。そして、この組織を見ますと市長が環境管理総括者となっています。

今のやりとりですが、多分予算の関係もあるということだと思うんですが、現場の状況によって省エネ化の進捗が異なる、結果としてそれを吸い上げて数値化するということなんですが、もう少し市でこれを積極的に推進するという計画を前進させるというようなお考えはないでしょうか。

○鳥海隆太議長 中川市長。

○中川 勝市長 今、地球温暖化というのは単に米沢市だけの問題でなく、世界的に地球規模での大

きな課題になっているわけでありまして、その件につきましては、先ほど高橋議員から壇上でのお話もあったわけでありまして、そういった中でやはり一つ一つの自治体も含めてこの地球に住む一人一人がしっかりとそういった取り組みをしていかなきゃならないわけでありまして、いろいろな課題はある、世界的な課題はあるにしましても、今この米沢市での対応につきましては、そういった喚起というものはもっともっとしっかりと取り組んでいくべきと思っておりますので、市長が先頭に立ってというお話でありますので、より実効性のある取り組みにしていかなきゃならないものと、このように思っておりますので、今後いろいろな取り組み、市民の皆様、事業所の皆様と連携を図って啓蒙しながら進めていかなきゃならないものと、このように考えております。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） 先ほどから話題になっていますBEMS、こういったものを導入するには一定ハード面で費用もかかるということで、なかなか米沢市内の民間の事業者がBEMSを取り入れるなんていうことも一足飛びにはいかないのかなと思う中で、行政のほうでやれるモデルケースをつくる、そういったことなんかは今後ぜひ視野に入れていただきたいなと思うところです。

ところで、地球温暖化対策実行計画は、区域施策編、事務事業編の2つございます。米沢市全体の二酸化炭素、温室効果ガス排出量の総計は、おおよそ、概数ですが、100万トン、そして米沢市が今取り組んでいる事務事業編における削減の成果としては1万7,000トン、ですから全体の1.7%にすぎません。98%以上は市民の取り組み、民間の取り組みにかかってくるわけですね。本当に米沢市全体として排出量を減らしていくというためには、この区域施策編に書いてあるような施策展開を本気になってやっていくということが必要かと思います。

そこでお伺いします。

この区域施策編の中には事務事業編に書いてあるような推進体制というものを書いてございません。区域施策編のほうの施策展開をする、その推進体制というのはこの事務事業編に書いてある組織と同じなのか、違うのか、その辺を教えてください。

○鳥海隆太議長 堤市民環境部長。

○堤 啓一市民環境部長 事務事業編の中にあります体制はあくまでも1つの事業所として市役所が取り組む体制でございますので、区域施策編とは全く同じというわけではございません。区域施策編につきましては、特に記載はしていないところでございますが、市民、事業者への情報発信等、環境生活課が主に担いまして、関係各課と連携しながら推進していくということで考えているところでございます。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） その施策展開の中に、1として低炭素・循環型社会の構築として5項目、2として再生可能エネルギーの導入として2項目、3として森林等の吸収源対策として4項目ございます。これ当然、環境生活課、担当だけでは到底できませんね。各関連する部署が積極的に対応する必要があると思うんです。そのためには面的にこれに取り組んでいくという体制を構築するということが必ずや必要ではないかと私は思うんですよ。そうでなければ2030年度に基準年比30.5%という目標を達成するのは非常に難しいのではないかなと思うんですが、これは市長に聞きますかね、市民に対して、あるいは民間の事業者さん、NPO、こういった人たちに対して、2030年度までに基準年比で30.5%という大きな目標を達成させる上で、部長が今おっしゃったような体制ではおおよそこれは追いつかないという想像を私はします。市長としてはいかがですか。

○鳥海隆太議長 中川市長。

○中川 勝市長 2030年までにその目標数値をどのように達成していくかということになるかなと

思いますけれども、やはり実際今起きている現象等については、市民の皆様も地球温暖化に対するCO₂削減の意識づけというものは徐々に高まっていると私は理解をしております。こういったものは市民の理解あるいは事業者の理解なくして達成できるものではありませんけれども、その中でどう行政がその年度年度で、先ほど部長から説明があったとおりそれぞれ四半期ごとに取り組み状況をまとめておるわけでありましてけれども、これは役所内部の取りまとめと同時に、今後は市全体においてどのようにその削減効果が出ているのかということの対応については今後検討しながらしっかりと取り組んでいかなければならないものと、そうやって目標を達成していく努力をやはり我々行政側がしなきゃならないかなと考えております。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） 事務事業の推進体制を考えれば、さっき言った1万7,000トン、これをどうふやすかという数字を積み上げるということはこの体制を使えばできると思います。

しかし、残り98%超の行政以外の部分、民間や事業者の人たちの削減努力ということについては、一応計画書の中にモニタリング指標というものがあって、何%森林を整備すれば何トンといったものがわかりますけれども、そのモニタリング指標にかからない部分がいっぱいあると思うんですよ。例えば個人個人が家庭でやっていく努力とか、そういったものはどのように数値化するんですか。

○鳥海隆太議長 堤市民環境部長。

○堤 啓一市民環境部長 確かにその指標があって、それで全てを把握できるかという課題はあるかだと思います。現時点では国で示している基準に基づいて把握した数字をもって今回計画は策定したところです。それぞれの家庭の個別の実績というのはなかなかつかむことはできませんけれども、それを全体的に統計的なところから把握して

いるというのが現在の状況ですので、把握については今後もそういった手法で把握しながら推移を確認していきたいと考えております。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） 繰り返しになりますけれども、そういう数値を把握するための体制すら今はないのではないですかということを言いたかったんですよ。

例えば公園整備、緑化で何%、これは把握できますね。あるいは森林の整備、何%、これも把握できます。あるいはFIT、固定買い取り制度、これは国からデータがありますので、これもわかりますね。しかし、それ以外の例えば個人の車のガソリンの消費量であったり、それからガソリン車が電気自動車にかわったり、ハイブリッドにかわったり、そういったものというのはモニタリング指標には示されておられません。こういったものをどのように把握するかということについてのお考え、そして今後の体制づくりについては何かありませんか、お考えが。

○鳥海隆太議長 堤市民環境部長。

○堤 啓一市民環境部長 これは繰り返しになりますが、その把握方法を独自に設定するというのはなかなか難しいところがございますので、やはり国が示しているガイドライン等に基づいて把握するという手法になるかと思っております。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） この計画の中で、区域施策編中の市の役割として、省エネに関する情報発信の強化に努めます。環境教育、環境学習などの活動を通じて市民の地球温暖化問題に対する知識の醸成と指導者の人材育成に努めます。省エネ・低炭素型製品の導入拡大に努め、再生可能エネルギーの導入についても検討しますとあります。

市民あるいは民間事業者に対してさまざまな新しい製品の情報を伝えたり、意識の醸成のためにさまざまな情報を発信するということだと思い

ますが、この再生可能エネルギー分野、今非常にいろいろな進化をしていますね。こういった情報は、どのようにこの計画の中で、推進体制の中で収集されているという現状なのでしょうか。

○鳥海隆太議長 堤市民環境部長。

○堤 啓一市民環境部長 それぞれ職員がインターネットからの情報収集など、あるいはいろいろな研修の機会とかそういったところで把握しているという状況でございます。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） 2030年までに30.5%削減を達成するというときには、非常に強力な推進体制が必要だと思いますし、また市民や事業者に対する情報発信もある程度強力なものが要るのではないかなと私は思っているんですね。

例えば、米沢市は2018年2月にクールチョイス（賢い選択）というものに賛同しましたね。まだまだ私これ市民の中には浸透していないかなと思っているんですが、これを大きな取り組みにするためには、例えば官民一体のプロジェクトチームをつくるというようなことも必要と考えますが、このクールチョイスに関してはどうですか、今までの進捗状況は。

○鳥海隆太議長 堤市民環境部長。

○堤 啓一市民環境部長 クールチョイス、政府では脱炭素社会づくりに貢献するということで、そういう製品への買い換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択などに資するため、賢い選択ということで促す国民運動を推進しているわけですが、本市としましてもホームページや広報などを活用してこれら情報発信に努めていきたいと考えております。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） 私が今言いたかったのは、行政側からの一方的な発信だけではなくて、市民を巻き込んで官民一体の取り組みでこれを構築していくというようなことも必要ではないかなということなんです。

例えば、山形県が委嘱をしている地球環境温暖化防止推進委員というのがありますね。米沢市には公募委員が2名います。それ以外にエコカー関係やエコ家電関係、エコ住宅関係で数十人の方がおりますよ。

例えばこのような人たちとの一体となった取り組みで市民を巻き込んでいくというような取り組みも必要ではないか、あるいはできるのではないかと思います、こういった市民を巻き込んでいく取り組みといったものに関してはいかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 堤市民環境部長。

○堤 啓一市民環境部長 クールチョイスですけれども、いろいろキャンペーンの内容等を見ますと省エネ製品の購入とかウォームビズ、クールビズとかエコカーの購入、エコドライブあるいは公共交通機関を使うとか、そういった内容となっております。そういった意味では市民の方にも相当浸透している部分はあるのではないかと考えております。そういった運動をさらに進めるためにはどのような方法——今、市民を巻き込んだ施策ということもございましたけれども、よりそういう活動を盛んにするためにどのようにすればいいかということは今後も検討していきたいと考えております。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） もちろんこの場ではすぐ解決しないということかと思いますが、推進体制が弱いということやら、そういった市民を巻き込んでいくというありようが非常に弱いということは指摘させていただいて、後ほど市長からも今後どうしていきたいかという話については最後にお伺いしたいと思います。

なお、この後、事前に通告してある内容で産業部長に御質問するわけですが、その質問に先駆けてちょっと確認の質問をしたいと思います。

ついこの間、11月15日に山形テルサで再生可能エネルギーセミナーというのがございまして、た

またま私、情報が入ったもんですから、それを勉強してきました。4時間通しの9テーマの講座があったんですね。大変勉強になりました。

これを主催したのは、山形県工業技術センター、そして産総研福島再生可能エネルギー研究所というところです。部長は、産総研の福島再生可能エネルギー研究所という機関の存在というのを御存じでしたか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 東日本大震災後に福島に設置された機関だと承っております。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） では、質問に先駆けて、その福島県で今何が起きているかということについて、私がセミナーで学んだ話をかいつまんで話をしたいと思います。

今、部長がおっしゃったように東日本大震災後、福島では大きな変化が起きている。まずその産総研の再生可能エネルギー研究所ができる前の話ですけれども、福島県は、2012年、震災から1年後に福島県の再生可能エネルギー導入目標というものを立てました。福島県再生可能エネルギー推進ビジョンというのを見てみますと、何と福島県では2040年段階で県内のエネルギー需要の100%相当を再生可能エネルギーに転換すると、構築するという目標をつくったんです。同時に、これすばらしいなと思ったのは、国内外の企業や世界最先端の研究機関が立地する一大産業集積地をつくるという構想を震災の1年後に目標を掲げました。

そして、その後に誕生したのが福島県再生可能エネルギー関連産業推進研究会というものです。これは、今申し上げたように再生可能エネルギーの導入と関連産業の集積を目標に掲げて、「再生可能エネルギー先駆けの地ふくしま」を実現すべくできたものです。ところが、この研究所が立ち上がったときは全くゼロからの出発だったそうです。このとき初めに推進体制の中にいたのはた

った11人の大学の先生で、地元企業はほとんど再生エネルギーのことはわからないというところから出発しているんですね。

この研究会の活動を大きく支えたのが先ほど申し上げた産総研の再生可能エネルギー研究所、これは2014年にスタートしているんですが、7つの研究テーマを持って取り組んでおって、特に福島、宮城、岩手、震災3県の地元企業を支援しようということで、再生可能エネルギーの産業としてそれを育成する、支援する、事業化するということが始まっています。再生可能エネルギー研究所が独自の研究をしているわけじゃなくて、個別の企業と共同研究をする、あるいはコンソーシアム方式といって複数の企業と一緒に共同研究をして、さまざまなシーズを研究開発して実用化するという取り組みを進めてきています。この結果、再エネ研究所の会員というのは何と今800の事業所、団体、個人で構成しているということなんです。

実は今、福島は、東北ではもとより、全国でも断トツにこういった再生可能エネルギーの研究開発で進んでいる県なんですけれども、このセミナーの中でこの話をされた方が最後にこのようにおっしゃったんですね、「私たちがやっていることは山形県でもできますよ」と。つまり、郡山市にあります再生可能エネルギー研究所、ここでの研究というものは山形県でもできるんです、一緒にやりましょうということをお話のまとめでおっしゃいました。私もその話を聞いて、ああこれはぜひ米沢でもこれをやってはどうか、米沢のものづくりの力で再生可能エネルギーの仕事を再生可能エネルギー研究所と一緒にやってつくっていった事業化するというをやれば、地元の産業の発展とそれから米沢市のCO₂の温室効果ガス排出目標の達成、こういった両方ができるんじゃないかなと思ったわけです。

通告どおり、部長への質問ですが、ぜひ米沢でのこのたびの米沢市地球温暖化対策実行計画の中に、地元の建設業や電気工事業や設備工事業、

製造業、林業などのビジネスチャンスを生み出して経済を活性化させる発想や施策というものを先ほど申し上げた産総研の再生可能エネルギー研究所などの力をかりてやるというような計画を織り込んではどうかと思っているわけです。いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 今初めてお伺いしたようなお話でして、かなり大きなお話で、先ほど議員もおっしゃったとおり、市民、企業、団体等を巻き込んでみんなで一致団結してやらなきゃならない大きな課題だと考えておりますので、今後さまざまな場面でそういう議論をする場、今後工業振興計画の策定、更新などもございますので、そういった場でも検討してまいりたいと考えております。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） 一つ、このセミナーの中で報告があった、こういう産総研の再生可能エネルギー研究所との共同研究の中で生まれた新しい製品の 하나가、今までの太陽光発電のパネルというのは、米沢などの雪国においては雪が積もりますと当然発電できませんよね。この課題を解決するために、あのモジュールの中にヒーターを仕込んで、雪が降ったらまずそのヒーターで雪を解かして雪を落とす、その上で発電する、そういう新しいモジュールが今回開発されました、福島企業によって。そして、この企業はコンソーシアム方式でやっていまして、モジュールの会社と屋根材をつくる会社が一体化して、建設段階で、普通、私の家にもパネルありますけれども、既存の屋根に上げるパネルでなくて、建設段階で屋根材としてつける、それ自体が今申し上げたヒーター付きの太陽光発電モジュールなんです。こういった商品も今生まれているんです。そうしたら、米沢の土地でこれから個人の住宅をつくる時にそういったものを取り入れて住宅をつくるのであれば、冬場の屋根の雪おろしといったものが楽に

なりますし、その上でどんどん個人住宅が発電するということができますね。

こういうふうに、どんどん外に出て新しい情報をとってくれば、今お話ししたような地元の企業の発展にも役立つようなたくさんものがあるということをお自身は実感してきたところです。

改めてお伺いしますが、そういった意味で、今の建設業に関係する部分や、それ以外にもたくさんありますよね、いろいろな分野で。

例えば地中熱活用、こういう地中熱の分野においては山形にある会社がハイブリッド型の地中熱活用のヒートポンプをつくっていますね。Aという井戸、Bという井戸を掘って、夏場にAの井戸からとった水でヒートポンプというか、熱交換をして冷却に使い、冷却した後に温まった水をBという井戸に流してやる、冬は温まった水がたくさんたまっているBという井戸からくみ上げて熱交換で暖房にする、こういった新しい仕組みも生まれています。

やはりどんどん外に出てこういった新しい情報を行政の人たち自身が積極的に取り入れていく、それを米沢の企業にフィードバックしていく、こういった取り組みを含めて、米沢を挙げて地球温暖化対策というものに対して前向きな施策を講じるということが必要ではないかと思うし、そういう自治体がどんどんふえてくると思います。

最後に、市長にお伺いします。

そういう意味で、私は米沢市の今後の展開としてこういった地球温暖化対策についてのさまざまな産業化も含めた取り組みというものを計画の中にどんどん組み入れたらどうかと思いますが、市長のお考えを最後にお聞かせください。

○鳥海隆太議長 中川市長。

○中川 勝市長 いずれにしても、地球温暖化、二酸化炭素の排出は抑えていかなきゃならない、これは大命題であります。そういった中で、一つの自治体としての米沢市の取り組み、再生可能エネルギーを今後どのように米沢市として活用し

ながら、そしてそういった太陽光パネル、今お話にありました地中熱もそうだと思います。豪雪地帯の中でそういったものをどのように生かしていくか、それに合ったような、豪雪地帯に合ったような材料というものもどのようにあれしていくかということについては、今後いろいろと研究をしていきたいと思います。

○鳥海隆太議長 以上で8番高橋英夫議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休 憩

~~~~~  
午前11時09分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、地方自治法、地方独立行政法人法及び地方公務員法の改正に伴う本市の取り組みについて外2点、2番影澤政夫議員。

〔2番影澤政夫議員登壇〕（拍手）

○2番（影澤政夫議員） 改めまして、おはようございます。

師走12月、年末も押し迫ってまいりました。としはいろいろと統一地方選挙に始まり、選挙の年と言われるように、最後の最後まで皆さんも御苦労さまでしたと壇上から申し上げるべきかはいかがかと思えますけれども、大変な年であったことは間違いないと存じます。

そして、このたび質問させていただきます地方自治法、地方独立行政法人法及び地方公務員法の改正に伴う本市に与える影響について、少なからずあるかと思いますので質問させていただきます。

本件については、2017年、地方自治法、地方独立行政法人法、地方公務員法が改正、公布されたことに伴い、いよいよ来春4月から具体的に施行

されるものでございます。

私としては地方自治において従来の制度と大きく変わる部分もあるとの認識を持ち、私なりに学習する中から幾つかの解釈上の問題点や具体的に明らかにすべき課題などについて思い至る中で、市民サービスに係る影響についても検証すべきとの観点で質問させていただくものでございます。

さて、地方自治法70周年を目前にした2016年3月、第31次地方制度調査会答申が安倍内閣総理大臣に手交され、2014年からの活動を終了しました。活動期間内には、ことと同じように統一地方選挙や総選挙もあり、その影響もあつたのでしょうか、わずか3回の総会をもってその答申に至った第31次地制調、皆さんも御記憶に新しいことと存じます。

当初、総会においては、地方分権の推進、これを柱に議会制度や選挙制度改革にまで及ぶ広範な内容で、私といたしましても期待する内容もたくさんございました。しかし、法案として出された結果としてはおおむね3点、これからお話しする内容となっておりますことも皆さん御周知のとおりでございます。

まず1つ目、地方自治における首長を中心とした内部統制に関する方針の策定などであります。今回は都道府県知事及び指定都市の市長に義務化されましたけれども、それ以外での市町村では努力義務とされております。

そこでお尋ねいたします。

本市において内部統制体制の定義をどのように認識しておられるのか。努力義務とはいえ、導入する意思がおりかどうかお伺いいたします。

私といたしましては、この種体制構築、整備は、正しく運用されることにより今までに倍加して、違法、不適切な事務の管理、執行を予防することになり、伴って議会や住民による監視のための判断材料の提供に資するものとして大いに期待できるものであり、導入すべきであると考えてござ

います。本市としての御対応をお聞きいたします。

次に、監査制度の充実強化についてであります。

定めるところによれば、監査委員が監査等を行うに当たっては監査基準に従うこととし、監査基準については各地方自治体の監査委員が定め、公表しなければならないとなっております。本市において定めた監査基準について、策定過程も含め御説明いただきたいと存じます。

また、改正法には、勧告制度の創設、専門委員の創設も掲載されてございます。これらについても本市の御対応をお伺いしたいと存じます。

関連してということになりますけれども、住民訴訟関連諸制度の改革についてお尋ねいたします。

本件は、首長や自治体職員の損害賠償責任について、それら各位の萎縮効果を少なくするための見直しとされてございました。一方で、監査委員の職務上の対処権限の強化も不可欠であり、議会の役割についても大いにかかわりが深いものと考えます。本市としてのお考えをお伺いいたします。

続いて、地方独立行政法人に対し、いわゆる公権力の行使を伴う窓口業務等包括委託を可能とする今般の改正についてお尋ねいたします。

本市として、本法律施行に伴い、その種委託法人の設立及び既存の独立法人等に委託するお考えがあるのかどうか確認させていただきたいと存じます。また、今後についてはどのようにお考えか、あわせて御答弁いただきたいと存じます。

次に、改正地方公務員法、会計年度任用職員制度について御質問させていただきます。

従前の対応の中で、本市の現状をお聞きいたします。

現在、特別職非常勤職員、一般職非常勤、臨時職員皆さんの人数、配置及び勤務体制などについて詳細に教えていただくと同時に、来春4月からの特別職非常勤、臨時的任用、会計年度任用職員の予定人数、配置並びに勤務体制などについてお

伺いいたします。

また、これらに先立ち平成26年に改正された地方公務員法の一部を改正する法律に定義された、いわゆる能力及び実績に基づく人事管理の徹底、退職管理の適正の確保など、本任用職員制度についても準拠するものなのか、当局の御見解をお聞きしたいと存じます。

関連条例議案についても本定例会において上程されてございます。今後、常任委員会などの付託議論もあることから詳細は差し控えたいと思いますけれども、私としては、本市において何百人もの雇用を可能にするシステムについて今後も大いに議論し、近い将来にはその採用に当たっては子育て世代やUターンの若者、移住者優先など、本市におけるほかの施策ともリンクでき、職員求人等を胸を張って対応すべきとも、大切な観点ではないかと考えてございます。その種魅力ある施策運用についてどのようにお考えになるのか、当局の見解をお示しいただきたいと存じます。

以上、大項目1の質問を終了しますが、このことは本市の行政の根本にかかわる重大なことであり、同時に、市民の行政サービスに直接影響するところが大きい問題です。真摯でわかりやすく、将来展望も含め要約して御回答いただきたいと存じます。

続いて、本市社会福祉行政の具体的な課題として2点、質問させていただきます。

1点目、「本市におけるひきこもり対策の現状課題と提言」と題してでございます。

インターネット上の検索エンジンで「米沢市ひきこもり」と入力してヒットするのは、米沢市のホームページで「若者無業者への支援／米沢市役所」であり、作成・発信部署は産業部商工課となっております。

そのページでは、「若者無業者とは15歳から34歳までの非労働力人口のうち家事も通学もしていない者」との説明と公的相談窓口4機関の紹介、市内の民間支援団体2つの事業所の紹介となっ

ております。文字数にして見出しも含め1,446文字です。

同じように、例えば「ひきこもり 明石市」と引けば、「明石市ひきこもり専門相談」のページとなり、ひきこもり相談課の存在やページ上のフォームでの問い合わせはもとより、パソコン、スマートフォンからも問い合わせ可能なページ紹介となっております。

ちなみに、冒頭には「ひきこもりとは、おおむね6カ月以上、様々な原因の結果として、社会的参加（例えば、学校に行く、仕事をする、友人と遊ぶこと）を回避し、家庭内にとどまり続け、家庭以外の親しい人間関係がない状態です」との説明になっておりました。文字数にして1,342字、発信部署の明記はなく、あくまでも明石市のみの表記です。

県内市町村ホームページの中でも「ひきこもり・イコール・若者無業者」との説明を設定している市町村はなかったこともあわせて御報告いたします。

さて、現在、全国で活躍する御対応の支援団体、機関の活動者あるいは有識者は、ひきこもり支援対策で何が重要かとの質問に対し、自治体が相談内容を分析し、いち早く個別対応につなげることが重要であると異口同音にお答えになります。すなわち自治体に総合的な相談窓口が必要であるとの共通した認識です。

ホームページの比較においてどのように皆さんお聞きになったかですが、私は本市において福祉行政に日ごろから汗を流し、真摯にこの種問題に取り組む職員皆様の存在を承知しております。もちろんその大変な御労苦についても熟知しておりますのでございます。しかし、本市のホームページ上において見れば、初めて見る人にとっては、本市の相談窓口は存在せず、手続窓口だけの行政機関といったふうにしか受け取られかねないのではないのでしょうか。このことは、日ごろから真剣に頑張っていらっしゃる職員皆様に大変申し

わけないことだと思います。まして、生きづらさを抱える人たちの落胆を思えば、申しわけないでは済まされないことだとも考えるものです。

旧来、ひきこもりについてはさまざまな要因、特性があり、その多様性について、行政としては対応の難しさと、つなげる機関の適正紹介あるいはその種事業所の希少さも原因する中から、なかなか進めない現状にあると考えます。そのことは、親の会を初めとする民間組織、NPOといった、よき理解者の組織化を促進する結果となり、このような民間団体によって主導していたと言っても過言ではないでしょう。しかも、行政側としては、その民間の取り組みによって多くの対象者が救済されてきたことを知るにつれ、その活動の擁護、発展に寄与する側に回り、積極性に欠くことになったのかもしれませんが。

そこで質問させていただきます。

このような今までの現状について当局としてどのような分析をお持ちか、その上で、今後行政としての主導性をどのように発揮していかれるのか、具体的な対応方法も含めお答えいただきたいと存じます。

また、最近ではこの種問題について科学的な研究も充実、さまざまな研究成果についても発表され、病気や障がいといった要因も解明されるに至っております。それによって知り得なかった自身を発見し、伴う支援事業について一定程度選べるものに徐々に変わってきております。

しかし、各種支援手続上、対応の主体をなすものはやはり行政窓口であることに変わりはなく、支援を求めた迷える当事者が訪れなければならない最初の関門は行政窓口にはほかならないのであります。

であれば、その現場を整備、充実させる、そのことによって大いなる前進が図られることは自明の理なのではないのでしょうか。相談から手続、対処手配、当事者のみならず、保護者があればそのケアについても対応できる、しかも就労意欲の



醸成、適正な事業所の選定、実際の就労に至るまでの寄り添いに資する行政主導型総合窓口、総合支援施設及び拠点整備の早急な構築こそ重要だと考えます。本市のお考えをあわせてお聞きしたいと存じます。

心のケアはもちろんのこと、その施設の対応の中に、求めたかった、足りなかった当事者の学習課題、学習意欲に対応する、例えば夜間中学校などの併設も視野に入れた、単なる就労支援ではない、学習欲求から技術習得に至る総合的な施設運用も必要と考えますが、本市としてはどのように対応すべきか、お考えをお聞かせください。

続いて、今の質問に関連するところも多くなりますけれども、生活困窮者自立支援法に基づく本市の支援制度について、現状と課題をお聞きしたいと存じます。

2013年に施行されて以来、本法律は5年を経過しているところですが、本市としてはこの種事業について現在米沢市社会福祉協議会に委託されてございます。相談の件数は年間3,090件、平成29年度の統計かと思えますけれども、前年度比較で565件ふえています。この年間3,000件を超える相談の結果については、協議会のさまざまなノウハウを生かし十分な解決に結びついたケースもあろうことだと思います。

そこでお伺いいたします。

この相談件数の先には当然にして本市において各種支援に向けた手続などが発生していると考えますけれども、例えば住宅確保支援給付金、就労支援事業、一時生活支援及び家計相談等に係る手続件数についてはどれぐらいあったのでしょうか。

また、本市で定義する生活困窮者の認識及び本法律の枠内のみならず、例えば米沢市独自の定義、これはあくまでも例えばですけれども、冬期や積雪期を考えるなどの季節性の定義の有無についてもお答えいただければ幸いと存じます。

加えて、支援制度の力を得て実際に生活困窮か

ら脱却した方々の件数、現状その世帯が既に生活保護世帯であってさらに本支援制度の活用についての事例があったかどうか、あるいは障がいを持った方々の事例についてもあわせてお答えいただきたいと存じます。

社会福祉協議会への業務委託についてはいろいろな議論があったと思われますけれども、そこでお伺いしたいのは、支援法で行うとする事業についての規定は、生活困窮者自立支援、生活困窮者就労準備支援、生活困窮者家計相談、生活困窮者の子どもの学習支援、生活困窮者住居確保給付金、生活困窮者一時生活支援金事業など、これら全ての事業項目は生活保護法の規定との違いと合法の部分を見出すことがなかなか難しい側面もあると思います。そのことは、本市の場合、被保護者が何回も社会福祉協議会と市庁舎を行き来しなけばならなかったのではないかと想像いたしますけれども、いかがでしょうか。

そもそも本法施行に当たっては生活保護に至る前の段階からの支援に主眼を置くものでありますが、その線引きはなかなか難しいと思います。したがって、本庁窓口では敷居が高いので、より広範な業容をあわせ持った社会福祉協議会への委託が妥当とお考えになったのかもしれませんが、しかし、その発見や線引きの難しさの後の支援策の効率かつ効能を最大限生かすことを考えれば、共同の総合窓口の整備こそ重要であると私は考えます。それこそ行政側と社会福祉協議会、その他関係する全ての機関で新たな総合窓口の設置に向けた推進委員会の組織を早急に検討開始すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

加えて言うなら、国で推奨しているモデル事業「いわてパーソナルサポートセンター」に見られるように——これは奥州商工会議所に業務委託した事例であります。厚生労働省社会援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室のレポートで紹介されています。そこには、ハローワーク職員及び求人検索端末、県、市、社会福祉協議会それぞれ

の職員、もちろん法に定める主任相談支援員、相談支援員、就労支援員など有資格者を配置し、生活や就労に関する相談を包括的にコーディネートしている総合窓口です。

このような総合窓口の早急な整備を強く求めるものですが、本市の建設的な方向性と先見性のある、他の自治体の規範となるようなお答えを求めながら、私の壇上からの質問を終わらせていただきます。

御清聴まことにありがとうございました。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

〔後藤利明総務部長登壇〕

○後藤利明総務部長 私からは、初めに1の(1)のうち内部統制体制の導入、住民訴訟関連制度の改革等についてお答えいたします。

平成29年6月9日に公布されました地方自治法等の一部を改正する法律により地方自治法が改正され、内部統制制度の導入、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直しなどが行われました。

内部統制制度は、地方公共団体の財務に関する事務などの適正な管理及び執行を確保するための方針を策定し、これに基づき必要な体制を整備するもので、都道府県知事及び指定都市の市長については義務化され、指定都市の市長以外の市町村長については努力義務とされたものでございます。

本市としましては、県や先行市町村の取り組みを参考としながら、導入について今後検討してまいりたいと考えております。

また、地方公共団体の長などの損害賠償責任の見直しにつきましては、住民訴訟により地方公共団体の長や職員に対して損害賠償請求を命じる判決が言い渡された場合の損害賠償の額のうち、条例で定めることにより、当該損害賠償を命じられた地方公共団体の長や職員に重大な過失がないときは一定の額を免れさせることができるようにするものでございます。

本市としましては、他の地方公共団体の動きを

注視しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、1の(3)会計年度任用職員制度の本市独自の施策等についてお答えいたします。

初めに、令和元年度任用予定の特別職非常勤職員、一般職非常勤職員及び臨時的任用職員の職員数と職種についてであります。地方公務員法第3条第3項第3号の特別職非常勤職員として任用している嘱託職員の本市全体の職員数は147名でございます。このうち市長事務部局等においては、一般事務に従事する職員が61名、保育士が13名、調理師が3名、要介護認定調査員等の職員が23名でございます。次に、教育委員会事務部局におきましては、一般事務に従事する職員が20名、調理師が26名、技術員が1名であります。公営企業会計の上下水道及び市立病院事務部局には嘱託職員の任用はございません。

次に、同法第22条の臨時的任用職員として任用している臨時職員の本市全体の職員数は403名でございます。このうち市長事務部局等におきましては、一般事務に従事する職員が120名、保育士が10名、保健師が2名でございます。教育委員会事務部局におきましては、一般事務に従事する職員が14名、調理師が19名、技術員等の職員が49名でございます。また、公営企業会計の上下水道事務部局におきましては一般事務に従事する職員が1名、市立病院事務部局におきましては一般事務に従事する職員が25名、医療職員が163名でございます。

なお、同法第17条の一般職非常勤職員の任用はありません。

次に、令和2年度任用予定の会計年度任用職員の人的配置と勤務条件等についてであります。人的配置につきましては、予算編成の中で配置を決めるため、現時点では未確定でございます。また、勤務条件等につきましては、令和2年4月からの会計年度任用職員制度の導入に当たりまして、会計年度任用職員の給与や勤務時間につきま

しては常勤職員との権衡を図りながら、職務の内容や責任、知識経験などの要素や、臨時職員、嘱託職員の現状も考慮に入れて設定しようとしておりまして、現在、職員団体と協議を行っております。

次に、平成26年に改正されました地方公務員法の一部を改正する法律に定義されました能力及び実績に基づく人事管理徹底、さらには退職管理の適正な確保等についてであります。会計年度任用職員につきましては、常勤職員と同様、人事評価の対象となります。また、退職管理につきましては、地方公務員法第38条の2の規定によりまして非常勤職員は対象外となっております。本市におきましては会計年度任用職員につきましては規定の対象にならないと考えております。

また、本市の会計年度任用職員が魅力ある職業とする独自施策についてであります。給与、勤務時間等の勤務条件に関しましては地方公務員法第24条の適用を受けることになります。この条では勤務条件を決定する場合の根本基準が規定されておりまして、手当や休暇につきましても、職務給の原則、均衡の原則などにに基づき適切に取り扱うべきものとされていることから、国、他の地方公共団体及び民間企業との間に権衡を失しないようにしなければならないため、本市独自の手当や休暇を定めることは難しいと考えております。

なお、募集などの運用の面で工夫できるものがあれば取り組んでいきたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 森谷代表監査委員。

〔森谷和博代表監査委員登壇〕

○森谷和博代表監査委員 私からは、監査の充実についてお答えいたします。

監査制度の充実強化については、平成28年3月、地方制度調査会から人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申を受けまして、平成29年6月、地方自治

法等の一部を改正する法律が公布されました。

法改正による監査の充実に関する部分だけ申し上げますと、既に平成30年4月に施行されております議選監査委員の選任の義務づけの緩和、監査専門委員の創設、包括外部監査の実施頻度の緩和と、来年、令和2年4月から施行されます監査基準の策定とその基準に従った監査等の実施、監査委員による勧告制度の創設がございます。

次に、本市の現在の取り組み状況でございますが、先ほど申し上げました監査基準につきましては各地方公共団体において策定が義務づけられ、その策定主体は監査委員でございます。現在、米沢市監査基準の策定に向け、必要な作業を進めているところでございますが、地方公共団体に監査基準の策定が義務づけられた背景としましては、これまで全国統一的な監査に関する基準が存在せず、標準化された監査手法もないことから、各地方公共団体の監査の実施状況に差異が生じていることが挙げられます。

また、改正の目的につきましては、これから進む人口減少等を踏まえ、監査の実効性や独自性を確保しながら的確に市長や議長などへ監査の結果を伝えるとともに、将来的には不正や事務取扱事故等の発生が高いリスク分野へ監査資源を投入しようとすることが挙げられるところです。

なお、本市では平成12年3月に米沢市監査等実施要綱を策定しております。このたびの改正に伴い、総務省から示された監査等を行う上で必要な基本原則を規定した監査基準案を参考としながら本市の監査基準の策定に取り組んでおります。

あわせて、現在の要綱を廃止し、新たな監査基準に従って適切かつ有効に監査等を行うべく、実施要領の整備についても進めてまいりたいと考えているところです。

米沢市監査基準については、策定後、市長や議会等への通知を行うとともに、市役所前掲示場や市のホームページでの公表を行います。

次に、監査の権限強化に係る勧告制度の創設に

つきましては、監査結果の通知に対して必要な措置を勧告できるようになったことと、勧告を受けた側はこれを尊重しなければならない義務を有することになります。本市としてもそのような案件が発生した場合には今後そのような措置を行っていく場合があるものと考えております。

また、監査専門委員の設置につきましては、高度な専門性が求められますICT、いわゆる情報通信技術とか環境問題とか、また財政的援助団体の監査等について、監査委員の専門性を補完する非常勤職員を設置することができることとなります。設置につきましては条例等を定める必要もございますので、本市としてはその必要性につきまして類似都市の状況を見据えながら今後検討していきたいと思っております。

最後に、このたびの改正における内部統制との関連を申し上げますと、従来は指摘を中心とした指摘型監査の実施となっていたものを、これからの監査につきましては総合的な意見を表明する保証型、指導型監査への移行をするべきとしているものと考えております。

私からは以上でございます。

○鳥海隆太議長 堤市民環境部長。

〔堤 啓一市民環境部長登壇〕

○堤 啓一市民環境部長 私からは、1の(2)地方独立行政法人への窓口業務等包括委託に關してお答えいたします。

平成30年4月1日に施行された地方独立行政法人法の改正では地方独立行政法人の業務に申請等関係事務が追加され、一定の窓口業務を行うことができるようになりました。これにより、民間委託ではできなかった証明書の審査、交付決定などの公権力の行使に係る事務についても外部委託することが可能となったことが大きな改正点となります。

具体的な窓口業務の内容につきましては、戸籍謄抄本等や住民票などの証明書の交付に関する事務、マイナンバーカードの交付に関する事務、

埋火葬の許可に関する事務など24の項目がございます。

地方独立行政法人に窓口業務を委託することのメリットとしましては、職員の人事異動等による影響を受けにくいため、知識の継承や蓄積がしやすくなることや、民間委託ではできなかった委託先職員への直接指揮命令が可能となること、また業務の繁忙の状況に合わせた柔軟な人員配置ができることなど、安定した窓口体制の維持が期待できる面があります。

しかしながら、法人設立の可否を判断するためには幾つか課題もございます。

1つ目は、人材の確保についてであります。人材確保の方法として、職員の地方独立行政法人への転籍や、退職した職員の雇用が想定されますが、十分な人材を確保できるかは不透明となります。

2つ目は、地方独立行政法人の設立コスト負担です。設立に係るイニシャルコストや年間の運営に係るランニングコストが業務委託に対する費用対効果の面から適当であるか判断する必要があります。また、設立までにかかる職員の労力や人件費も決して少なくないものと考えております。

3つ目として、現在の窓口サービスでは、例えば住所異動の手続をする際、来庁者に合わせた他課への案内、アドバイスや市政情報全般についてのお知らせなど、職員であるからこそその職務経験を生かした、きめ細やかな窓口サービスが可能となっております。法人化する場合はこのようなサービスの維持についても慎重な検討をする必要があると考えております。

以上のようにさまざまな課題があることから、地方独立行政法人の設立については現在のところ考えておりません。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 小関健康福祉部長。

〔小関 浩健康福祉部長登壇〕

○小関 浩健康福祉部長 私からは、初めに本市に

おけるひきこもり対策の現状課題と提言についてお答えいたします。

市のひきこもりに関する相談窓口等の現状についてどのように分析をしているか、また今後行政としてどのような主導権を発揮していくかについてお答えいたします。

県の調査によりますと、ひきこもりの状態にある方は就学中の方から成年期や高年齢期の方までさまざまな年代に及び、市の相談窓口もその年代や相談内容によりさまざまな部署で対応している現状にあります。そのため、どこに相談したらいいかわからない、問題解決までさまざまなところに相談しなければならない等課題があることも承知しているところであります。

また、ひきこもりの支援者には、さまざまな福祉制度に精通していることや支援経験が豊富であること、さまざまな関係機関とのやりとりができること、熟練した面談スキルがあること等が求められ、行政職員のみでは対応できず、NPO法人等の民間事業者に多くの支援をいただいている状況にあります。

今後につきましては、ワンストップでの専門相談窓口の設置等、どのような形態での窓口配置が適切であるか等について、さまざまな関係部署で協議してまいりたいと考えております。

続きまして、行政主導型総合窓口、支援施設及び拠点整備の構築についてお答えいたします。

国では、ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもりの状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族の福祉の増進を図ることを目的として、ひきこもり対策推進事業を実施しております。

ひきこもりに特化した第1次相談窓口として各県に1カ所、センターを設置することとし、山形県においても精神保健福祉センター内に自立支援センター「巣立ち」を設置するとともに、ひきこもり支援コーディネーターを配置し、さまざま

な相談に対応しております。また、各保健所で同様の相談を受け付けております。

さらに、民間事業者への県の委託事業としては、若者相談支援拠点事業と地域若者サポートステーション事業があります。若者相談支援拠点は、市内ではNPO法人から・ころセンターとNPO法人W i t h 優に委託し、居場所支援、家族支援、体験活動を実施しております。地域若者サポートステーションは、NPO法人W i t h 優に委託し、個別相談、家族相談、各種セミナー・講座、就労体験、ジョブトレーニングを実施しております。

これまでひきこもり対策推進事業の実施主体のほとんどは県となっておりますが、平成30年度より拡充され、市町村が実施主体となるひきこもりサポート事業が追加されました。施設整備につきましてはこのひきこもりサポート事業のメニューにはないところですが、ソフト面においてのメニューとして利用可能な相談窓口や支援機関の情報発信、関係機関とのネットワークづくり、ひきこもり支援拠点づくりとして居場所や相談窓口づくり、サポーター派遣がございますので、本市に必要な事業について十分検討した上で実施体制を充実してまいります。

続きまして、就労に結びつける対策についてお答えいたします。

障がいのある方から一般就労について相談があった場合は、公共職業安定所の専門窓口や、長井市にあります障害者就業・生活支援センターを紹介したり、必要に応じて同行して相談しております。また、NPO法人W i t h 優は、地域若者サポートステーションとして県の委託を受けており、さまざまな理由で働くことのできない若者を対象に、働くためのコミュニケーションやマナーを学ぶ各種講座やアルバイト型勤労体験等を実施しており、フリースクールとして学習支援も行っております。

本市におけるひきこもり支援としての一般就労も含めたトータル的な就労に関する対策につき

ましては、専門機関である公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター等にアドバイスをいただきながら先進地の事例等も参考にし、今後検討してまいります。

次に、生活困窮者自立支援法に基づく本市の支援制度の現状課題と提言についてお答えいたします。

初めに、この法律に基づく本市事業の実績についてお答えいたします。

生活困窮者とは、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と法で定義されており、本市では生活困窮者支援の入り口として平成27年度から米沢市社会福祉協議会内に設置する米沢市生活自立支援センターにおいて、季節を問わず生活困窮者及びその関係者の相談に応じ、個々の状態やニーズに合った支援プランを策定し、自立に向けて計画的な支援を実施しております。

平成30年度の実績としましては、米沢市生活自立支援センターでの対応数が2,766件ございました。新規相談件数につきましては、匿名など本人未特定者を含めた相談件数が195件、そのうち本人特定者は160件となっております。

なお、本人同意により支援プランを新規策定したのは15件であり、再プラン策定者を含めて合計32件に対して継続的な支援をしています。このうち自立等により支援プラン終結に至ったのは13件で、その理由は、一般就労開始、就労収入増加、家計改善、住まいの確保など生活面の改善によるものであります。

なお、体調不良により支援事業継続が不可能となり、やむなく生活保護申請に至ったケースは1件ございました。

また、個別の支援件数についてですが、住居確保給付金が9件、就労準備支援事業が7件、子どもの学習・生活支援事業が3件、家計改善支援事

業がゼロ件となっております。家計改善支援事業については、今年度新たに創設した事業であり、実績としてあらわれてきていない状況であります。

なお、一時生活支援事業とは、一定の住居を持たない方に対して、一定期間、宿泊場所や食事の提供等を行うものでありますが、県内においてこれを実施している自治体はない状況であります。

次に、生活保護世帯であってさらに生活困窮者支援制度の活用を行った事例についてお答えいたします。

生活困窮者自立支援制度は、第1のセーフティネットである雇用・社会・労働保険に通じた安全網と第3のセーフティネットである生活保護との間に第2のセーフティネットを構築するという目的、意義があり、生活保護に至る前の段階で相談支援を行って自立支援を図るものであります。

したがいまして、生活保護と生活困窮者支援は別の制度であります。子どもの学習・生活支援事業については生活困窮者世帯に限らず、生活保護利用世帯であっても利用可能となっており、平成30年度の利用実績は生活保護者が4名でありました。

生活困窮者就労準備支援事業につきましては生活困窮者の方に限定されますが、これとは別に、生活保護利用で就労準備支援を希望される方のために、生活保護事業の中で被保護者就労準備支援事業を行っておりますので、生活保護利用者についてはこの事業を御利用いただくこととなります。

両事業は、生活困窮者が生活保護に至った場合あるいは生活保護脱却後もなお生活困窮状態にある場合などに、就労準備支援の継続性が阻害されないよう一体的、継続的に支援を行えるように配慮しているところであります。

また、障がいをお持ちの方の事例につきましては、平成30年度において住居確保給付金の利用や

相談による就労支援を通じて就労により自立に至った例がございました。

続きまして、市民相談総合窓口の早期設置についてお答えいたします。

議員お述べのとおり、生活に困窮する原因はさまざまあり、複合的な問題を抱えているケースも多いため、解決に導くためには各部署の連携は不可欠であります。御質問にあるような、被保護者が何回も社会福祉協議会と市庁舎を行き来しなければならなかったといったことが起こらないように、市職員である生活保護のケースワーカーや生活困窮者自立支援事業担当者が米沢市生活自立支援センターの相談員と情報共有や連携を密にし、場合によっては同行支援を行うなどして、相談者が行ったり来たりすることがないように配慮しているところであります。

本市における自立相談支援機関である米沢市生活自立支援センターの現状としましては、定例で毎月1回、個々のケースに応じた関係部署や関係機関が一堂に会する生活困窮者自立支援調整会議を開催し、個別支援プログラムの進捗点検と見直しを行いながら、適切な支援に結びつくよう調整しているところです。

センター利用者の中で就労意欲の高い方や早期就労が見込まれる方に対しては、センターの就労支援員がハローワークや事業者と連携しながら求職活動の指導や同行など、伴走型の支援を行っております。センター内にハローワークの端末は設置しておりませんが、センターの就労支援員等がハローワークの求人情報の出力を行い、利用者に配布したり、支援調整会議にはハローワークの職員も構成員として参加しておりますので、支援を受ける方の情報共有、支援依頼を行い、円滑に求職活動が行われるように支援しております。

なお、今後、ハローワークのシステムが更新され、自宅のパソコンやスマートフォンからも求人情報の閲覧や応募などができるように対応が図られる見込みですので、それらの進捗も注視しな

がら今後のセンターの体制や機能強化について研究してまいりたいと思います。

一方、生活習慣やコミュニケーション能力に問題がある、就労意思が希薄、関心がないなど、すぐに求職活動を行うことが困難な方もおりますので、そのような方に対しましては支援メニューの一つである生活困窮者就労準備支援事業で個々の状況に寄り添いながら時間をかけて基礎的な能力の向上を図る支援を実施しております。

健康福祉部では各課の実務担当者が集まって地域福祉在り方検討会を開催しておりますが、これからは当事者の問題を包括的に受けとめ、話を聞きながら、本人も気づかない要因を掘り起こしたり、抱えている問題を整理しながら各制度の支援機関を総合的にコーディネートし、解決に向けた進捗を見ていくような総合相談支援機能が必要ではないかという課題認識を持っております。

また、国の地域共生社会推進検討会において包括的支援体制の整備について検討し、先進事例も紹介しているので、議員お述べの奥州市のモデル事業などもあわせ、本市としてどのような組織体制が望ましいのか、さらに検討してまいります。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 影澤政夫議員。

○2番（影澤政夫議員） 中身のある御答弁をいただきまして、本当にありがとうございました。

その中でも若干、残りの時間少しですが、もう少し深めてみたいところについて御質問させていただきます。

会計年度任用職員の関係につきましては、いろいろきのう、おとといも含めてですけれども、マスコミ等もいろいろ騒いでおります。この問題につきまして、いろいろと当初から、いわゆる公務ということについて、これは地方公務員の定めとして、とにかく任用時期を定めないというか、終わりを定めない任用をすべきだと、公務の関係についてはそういうことだということも含めて議論があったわけでございますけれども、さまざま

なコスト面の問題でありますとか地方財政の問題でありますとかということの中から今までのような対応が発生してきて、それなりの経験値を積みながらそして今日に至っている。今回の法改正によって、国でこのようにいたしましょう、このようにしましょうということであれば、一定程度、国からの補正の財源をいただけるようなことは今あるのかないのか。

あともう一つ、あわせて申し上げれば、最近よくマスコミで取り上げられているものの中に就職氷河期の自治体での職員採用という記事が結構取り沙汰されております。この辺については本市としてはどのようにお考えでいらっしゃいますか。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 まず初めに、会計年度任用職員についての財源についてでございますけれども、現在まだ国からは示されておられません。国では今後の予算編成の過程の中で必要な検討を行うということまでしかお聞きしておられませんので、今後どのようになるのかはこれから注視したいと考えております。

それから、就職氷河期の採用につきましてでありますけれども、本市では退職者数に応じて採用を検討していますので、その年代だけを別個に限定されることにつきましては現時点では考えていないところでございます。

○鳥海隆太議長 影澤政夫議員。

○2番（影澤政夫議員） ぜひ国に要望して、これは繰り返しになりますけれども、今までそうそうまあまあやってきたことに対してここを変えろということであれば、国がこういった形でやろうということであれば、それはやはり要望してしかるべきだと思うので、ぜひ予算的な中身についても国に働きかけていただきたいと思います。

続きまして、独立行政法人について、部長から御答弁がございました。とりわけおっしゃった内容、他課への案内等、つまり住民が窓口を訪れに

なって、そのほかのサービスに、それにたどり着けるような手配を職員間でできなくなってしまうのではないかという懸念という部分について、私は非常に感心いたしましたし、このサービスの維持ということを考えれば私も同感でございます。ほかの課に、この方はこういう手続に来られたんだけど、これはそちらでこういったことをされたほうがよろしいですよということが、もし独立行政法人の職員と市の職員という形の中での連携が保障できない以上、私もこの辺については同感でありますし、ぜひこの考え方で対応していただきたいと思った次第でございます。

さて、内部統制の監査の問題でありますけれども、こちらの監査基準につきまして御答弁あった中身は、統一性を欠くものであってはならないということのお話がありました。しかし、地方自治体の地方分権ということを考えれば、国からの指示でもって監査基準までも定めるということにはならないと思うんです。その辺を考えて言えば、例えば米沢市のいろいろな方々の御意見をお聞きしたりあるいは庁内での話を決めながら独自にこれはつくっていくべきだと。今回の法改正の中では聞いてくださってもいいですよみたいな表現になっているわけですね、国の基準について、わからない場合はという設定がつくつかないかは別にいたしまして。でも、やはり地方分権、今回の地方自治体の改革というのは、あくまでも当初は地方分権、地域創生ということも含めて言われてやってきた中身ですので、ぜひその辺は、独自と言っては語弊あるかもしれませんが、本市として考える内容の監査基準につくり上げていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 森谷代表監査委員。

○森谷和博代表監査委員 今、議員のおっしゃるとおりと我々も理解しております。

我々が独自につくるということにはなりますけれども、あくまでも総務省の助言でございまして、



我々が必ず聞かなければいけない、すり合わせしなければいけないというものではないと考えております。

あわせて、監査基準の策定につきましては、平成29年6月に公布されてから、我々監査委員の全国的な研修とか、集まった協議会といいますか、そのときの専らの関心事はまさしくこの点でございまして、いろいろな情報交換はお互いの各監査委員の中で、私的なものにはなるかもしれませんが、やっているのが現状でございます。

あわせて、私及び事務局職員も研修に行っておりますし、この5月に監査基準案が提示されているわけですが、この11月にも県内13市の集まりがございましたけれども、そのあたりのところで意見交換しながら、他市の状況を得ながら進めてまいりたいと考えてございます。

○鳥海隆太議長 影澤政夫議員。

○2番(影澤政夫議員) ありがとうございます。

最後になりますけれども、ひきこもり、それから生活困窮者の話についてもさせていただきましたけれども、私としては、ひきこもりの方々が即就労に結びつくとかそういった簡単な問題でないことは十分承知してございますし、その就労意欲とかあるいはそこに至るまでの彼らの苦しみ、これは生活困窮者の方も同じだと思っておりますけれども、さまざまな理由がある中で、窓口に入りやすい、そこでワンストップで決まるという体制が本当に大切だろうと思っております。なぜならば、やはりその方々、とりわけひきこもっていらっしゃる方々、この潜在的な数ということを考えれば、この後の米沢市の大切な人的資源であると思っております。

ぜひこの際、総合窓口設置を目指して、ほかの自治体にも冠たる米沢市のそういった窓口をつくっていただきたいものだと、それに向けて委員会を開設していただきたいものだと思いますので、ぜひお願いしながら、私からの質問を終わらせていただきます。

○鳥海隆太議長 以上で2番影澤政夫議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時08分 休 憩

~~~~~

午後 1時09分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、子育て支援策について外2点、7番高橋壽議員。

〔7番高橋 壽議員登壇〕(拍手)

○7番(高橋 壽議員) 私の質問は3点です。

最初の質問は、子育て支援策について伺います。

中川市長は、さきの市長選挙で「子育てするなら米沢市と言われるようにしたい」と述べたとの報道がありました。市長がそのような米沢市にするために実施しようと考えている子育て支援策とは、具体的な施策としては何なのか、そしていつまでに実施するお考えなのか、具体的な実施計画、いわゆるロードマップを議会と市民、特に子育て世代に示すべきではないでしょうか。そのことをまず申し上げて、子育て支援策の具体的な施策について伺います。

(1) 子ども医療費無料化の高校生までの引き上げについて。

3月議会の代表質問に市長は厳しいと、財政的に厳しいという答弁をして、実施するお考えはないと答弁をしておりました。そして、11月に県の社会保障推進協議会の自治体キャラバンで要請をいたしましたけれども、ここでも財政的に難しいという回答でした。ところが、11月の市長選挙では市長は、医療費無料化を高校生まで引き上げると公約していました。選挙公報にも記載されています。

共産党市議団は、突然のことであれ、高校生ま

での引き上げを歓迎するものでありますが、置賜3市5町の実施状況を見れば、遅過ぎた決断と言わざるを得ません。選挙公約ではいつから実施するかということは示されておりません。2020年度、新年度予算に予算を計上し、実施するように求めます。

(2) 準要保護の小学新入生への就学援助、いわゆる新入学児童学用品費、この入学前支給について伺います。

厚労省が要保護児童生徒への入学準備金の支給時期を入学準備にふさわしい時期に支給するよう促す通知を出して以降、要保護児童生徒と準要保護児童生徒の支給時期も入学後から入学前に改善する自治体が全国で一気にふえました。

米沢市も要保護児童生徒で中学新入生については入学前支給に改善され、それに伴って準要保護の生徒も中学新入生については改善されました。しかし、準要保護の小学新入生についてはいまだ入学後の支給のままとなっています。県内の自治体では既に小学新入生の入学前支給を実施しているところもございます。県内自治体の支給状況はどうなっているのかまずお知らせをいただいた上で、米沢市も小学新入生について入学前支給に改めるように強く求めたいと思います。

(3) 学童保育の公設化について伺います。

中川市長は、4年前の市長選で学童保育の公設化を選挙公約に掲げていました。ところが、この4年間、議会で再三、私を含め多くの議員からこの公約実現をただされても、いまだ未着手、4年間でこの問題は1ミリも前に進んでいません。この4年間で市内の学童保育所の分園化、建てかえは民設の方向で進んでいます。公約とは真逆のことが進められ、今実際米沢市の学童保育の多くが民設で建設が進んでいます。保護者の負担を軽減する、子供たちの安全を確保し、そこに行政が責任を持つことが公設化の目的ではなかったでしょうか。4年間、公設化を進めようとしなかったために、市内の学童保育所ではやむなく民設で整

備せざるを得ない状況になっています。保護者の負担がふえる結果となってしまっています。また、市内の学童保育施設の施設整備で格差が顕著になってきています。学童保育の整備は米沢市の子育て支援の大きな柱にすべきではないでしょうか。

今回の市長選で中川市長は学童保育について一言も触れなかったのではないのでしょうか。一体4年前の選挙公約はどこへ行ってしまったのでしょうか。子ども・子育て支援計画で示された方針、これは「小学校余裕教室の利活用を進めていく」としていました。このことにも反するものではないのでしょうか。一体市長はどう考えているのですか。

(4) ことし10月から国は幼児教育・保育の無償化を始めました。市がこれまで保育料軽減のために持ち出していた分のうち年間2,100万円が浮くことになると担当課が明らかにいたしました。

保育園の副食費（おやつ、おかず代）は、これまでは保育料に含めて徴収されていましたが、10月からは副食費分は公定価格から外され、年収360万円を超える世帯は月額4,500円の副食代を徴収されることになりました。国の基準では年収360万円未満の世帯と第3子以降の副食費を免除いたします。ただし第3子以降の児童は、第1子、第2子が同時入所の場合に限られます。米沢市は、単独事業として年収360万円を超す世帯について、第3子については、第1子が小学校6年生から数えて第3子に限って無償とします。ただし、第1子、第2子は無償になりません、していません。

県内他市町村では、この減額分を国の基準では副食費（おかず代）無償化の対象にならない世帯あるいは幼児を対象を拡大したり、無償化対象にならないゼロから2歳児の保育料の軽減などに充てるなどして子育て支援の拡充に振り向ける対応をしているところもございます。

しかし、米沢市はそうした対応をしていません。なぜやらないのか私には理解できません。年収

360万円以上の世帯の第1子や第2子を無料化するなど対応すべきではないでしょうか。県内自治体のこの対応の状況もあわせてお知らせください。

2つ目の質問です。災害時の避難所の整備、運営のあり方について伺います。

昨年の西日本豪雨災害、そしてことしの台風15号、19号の豪雨災害でこれまでに多くの方々が避難所生活を強いられることになり、避難所のあり方が問われることになりました。

米沢市でも台風19号による豪雨で、10月12日、市内各地区約7,200世帯、1万8,000人に避難勧告が発令され、市は自主避難所をコミセンあるいは小学校に開設し、そして326名の市民の皆さん方が避難したと報告がありました。

私が住んでいる地区の万世コミセンには、要配慮者である、施設に入所している高齢者、障がい者の方々が40名避難し宿泊いたしました。板敷きのホールにブルーシートと毛布を敷いて朝を迎えました。朝食は、施設で備蓄していたレトルト食品をわざわざ持ち込んだものを準備して朝食をとっていました。

自主避難とは、避難所を開設しても、運営も備品も食事もと自分たちでやれというもののようです。これでいいのでしょうか。市民が安心して避難できる避難所施設になっていないのではないのでしょうか。特に高齢者や障がい者、乳幼児、妊婦など要配慮者に配慮された避難所となっていないのではないのでしょうか。災害時の避難所に指定されているコミセンや小学校などの冷暖房設備の整備、プライバシー確保のための資材、エアーマットや段ボールベッドなどの配備は万全になっているのでしょうか。

これまでこの議会ではほかの議員から避難所の国際基準「スフィア基準」なども紹介され、整備するように求めてきたと思います。2016年には内閣府が避難所運営ガイドラインを発表し、市町村においては本ガイドラインを積極的に活用し、避

難所を開設するだけにとどまらず、質の向上に前向きに取り組むことを提起しています。9月の山形県議会ではこの問題が取り上げられて、避難所の資機材の充実について、県の防災くらし安心部長が答弁をしております。避難所の質の向上に努める。市町村段階で進んでいる段ボール製品の供給に関する協定も締結に向けて検討すると、県としての避難所のあり方を改めて検討すると答弁しています。

段ボール製品については、県の答弁では市町村段階では整備が進んでいるという見解でしたけれども、米沢市は進んでいないのではないのでしょうか。冷暖房整備は、小学校の体育館を指定避難所としていますが、冬期間の暖房を考えれば、国の緊急防災減災事業債などを活用して今後はエアコンを設置するなど大胆な考え方をする必要が私はあると思います。食事もレトルト食品ではなく、温かい食事を提供できるような避難所にしていく必要があります。

そこで、(1) 冷暖房設備の整備、そしてプライバシーの確保、段ボールベッドの配備など、特に高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者に対する対応、これが万全かどうか伺いたいと思います。

(2) 避難所運営のあり方、10月12日の自主避難所開設後の運営について、その後の市政協議会でも多くの議員からその運営のあり方が問われていました、避難所運営は万全なのか。市の地域防災計画の中にも細かに避難所の運営のあり方について記載されています。改めてなぞってみましたけれども、書かれている中身と実際の10月12日に起こったことは相当隔たりがあると私は感じました。そこで改めて、避難所運営、この人員、そして体制が万全なのかどうか伺いたいと思います。

市長の選挙公約を見ましたけれども、どういうわけか、災害時の避難所に市の職員を派遣するということが1行ありました。このことについては

その他の機会に具体的にどういうことなのかお伺いいたしますけれども、きょうのところは避難所運営のあり方が万全にできるような人員あるいは体制になっているのかどうかお伺いしておきたいと思います。

3つ目の質問は、市立病院の建てかえに伴う課題についてお伺いをいたします。

(1) 独立行政法人になった場合、議会の関与、チェックはどうなるのでしょうか。

市立病院の建てかえ計画が2023年開院の予定で現在進んでいます。運営形態は、現在の市直営から地方独立行政法人、いわば民間です、ここに移行するとしています。移行後は、これまでのように議会での毎年度の予算や決算の審議はなくなり、事後報告にとどまることになります。病院経営に議会のチェックが入らず、調査権が奪われてしまいます。市民からの民主的なチェック機能、市民参加の地域医療のあり方が後退することが懸念されます。議会への報告は、経営に関する、恐らく数値を中心にした事後報告となるでしょう。日常的な医療活動に議会が関与する機会はなくなることが懸念されます。

公立病院の「公立」の意味するところは、民主的な手続のもと、議会の関与、市民の意見が医療活動に反映されることにあります。民間病院との違いはここにあるわけです。

また、現在のように直営であれば、市立病院が市の行政のほかの分野と一体になって行うまちづくり、そういう全体の一環として市立病院が位置づけられて、医療行為が位置づけられることになりますけれども、独立行政法人となれば外部化されてしまって、自治体全体で取り組む地域医療や福祉政策が機能しなくなるおそれも出てまいります。

地方独立行政法人への移行と議会の関与、チェック機能、まちづくりの全体施策とのかかわりの課題について、どのように認識しているのでしょうか。

現時点で60の病院が独立行政法人化されています。経営の点で直営病院と地方独立行政法人化した病院を比較した場合、これは作新学院大学の名誉教授太田正さんという方がいらっしゃるわけですが、この方がさまざまな計数など省くものを省く、そして入れ込むものは入れ込んだという形で出した結果によりますと、2016年度、純自己収支差額がプラスとなった病院は、直営公立病院805ある中で9病院、地方独立行政法人病院88病院のうち1病院にとどまっています。

独立行政法人化への移行が経営改善に直結するものではないとしたら、なおさらのこと、議会の関与、チェック機能が働かなくなるというのは、もはや病院の地域医療に果たす役割として決定的な問題が出てくると考えています。このことが担保されなければ、私は独立行政法人化への移行は再考する必要があると考えます。

(2) 三友堂病院移転に伴う利用者の意見、声をどう認識しているのかお伺いしたいと思います。

三友堂病院、そしてリハビリセンターは、現在の市立病院に隣接して新たに移転改築する計画になっています。これまで三友堂を利用していた市民、とりわけ周辺地域の皆さんの声をどのようにお聞きしているのでしょうか。いろいろな御意見があるようです。そうしたものを移転計画の中に反映する必要があると思います。そのことについてお伺いしたいと思います。

以上3項目について質問し、市長の答弁を求めたいと思います。

○鳥海隆太議長 中川市長。

〔中川 勝市長登壇〕

○中川 勝市長 私からは、1の子育て支援についての御質問のうち、(2) 小学校新入生の入学準備金の入学前支給について以外の質問についてお答えいたします。

最初に、(1) 医療費無料化の高校生まで引き上げについてであります、県の子育て支援医療

給付事業としては、外来受診分は小学校3年生まで、入院受診分は中学校3年生まで、所得による一部負担ありとなっております。県内35市町村のうち高校3年生まで医療費の無料化を行っているのは18市町村で、県内13市では4市が実施しております。本市を含め17市町村は中学3年生までを無料化している状況であります。

子育て支援の拡充を図るため、子育て世代の保護者への経済的支援として、本市の高校3年生まで全ての子供が対象となるよう子育て支援医療給付事業の拡充を実現したいと考えているところであります。事業の実施に当たっては、まちづくり総合計画の実施計画や予算編成の中で示していきたいと考えているところであります。

次に、（３）放課後児童クラブの公設化についてであります。

従前から述べているとおり、子ども・子育て支援新制度導入以前においては面積基準や職員の配置基準も定められておらず、狭いスペースに多くの子供たちが保育されているような状況もあり、この劣悪な環境を変えるためには公設化が必要と考えておりました。

しかしながら、米沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例により、設備の基準、職員の配置が定められ、毎年施設の実地監査を通して改善等の指導も行っていることから、市内どの施設も一定の基準を満たしている状況にあります。また、家賃補助を給付し、一定の支援も行っていることから、放課後児童クラブの公設化等については事業主体の意向や状況に沿った対応を考えてまいりたいと、このように考えております。

最後に、（４）幼児教育・保育の無償化で減額となる市の持ち出し分、年間2,100万円を市の単独事業の拡大に使うべきとの御意見につきましては、医療費の無料化も含めまして子育て支援全体で判断してまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○鳥海隆太議長 大河原教育長。

〔大河原真樹教育長登壇〕

○大河原真樹教育長 私からは、小学校新入生への入学準備金、就学援助における新入学学用品費等の入学前支給についてお答えいたします。

まず、置賜管内の状況ですけれども、長井市と南陽市が新入学学用品費の入学前支給を実施しております。高畠町は令和2年度の新1年生から実施する予定であります。他の4町は実施予定はございません。

県内他市で見ますと、令和2年度の新小学1年生から実施する予定をしているのが2市で、ほかには既に実施している状況です。

次に、本市においての実施についてであります。新小学1年生に対する新入学学用品費の入学前支給について、令和3年度の新1年生から実施できるよう準備を進めているところであります。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 堤市民環境部長。

〔堤 啓一市民環境部長登壇〕

○堤 啓一市民環境部長 私からは、2の災害時の避難所の設備、運営のあり方についてお答えいたします。

初めに、冷暖房設備の整備、プライバシー確保、段ボールベッドの配備など、特に高齢者、乳幼児などへの対応は万全かについてであります。本市には避難所が65カ所ありますが、その中でも早期に開設するのは各コミュニティセンター、市立の小中学校の体育館になります。現在の各コミュニティセンターのホールには冷房設備がないところが10カ所、小中学校の体育館においては冷房設備は整っておりません。

避難所生活は、災害の状況、避難生活の期間の長さ、また季節によって環境が変化しますので、避難所を開設するだけにとどまらず、環境改善に前向きに取り組んでいくことは重要な課題であると認識しております。

本市の避難所用の備えといたしましては、冬期の災害の備えとして、パワーストーブ、ファンヒーター、反射式ストーブを計164台備蓄しております。

また、避難所生活のプライバシー保護のため、避難所用パーテーション62セットを各防災資機材庫に分散配備しておりますが、段ボール式ベッドはまだ配備しておりません。

夏期であれば熱中症予防などの暑さ対策が必要であるため、仮設型のスポットクーラーなどの冷房機器、冬期であれば寒さ対策として、ジェットヒーター、ブライトヒーターなどの暖房機器を貸し出ししている企業もありますので、今後、災害時応援協定等を進めてまいりたいと考えております。

また、避難所の備蓄として、プライバシーの保護のための段ボール式の間仕切りや衛生面での段ボール式のベッドなど、市販されているものもありますが、本市には段ボール製品を製造している企業もあり、そのほかにも県内で対応可能な企業もありますので、今後備蓄を進めていきたいと考えております。

避難所開設、運営におきましては、高齢者、障がい者、乳幼児、児童生徒、妊婦など、災害時要配慮者と言われる方に配慮しなければなりません。避難所となる施設、特に小中学校においては、個人情報がある校長室、事務室、職員室、学校再開のための普通教室や、実験に使用する薬品がある理科室など、開放できない部屋もあります。医務室や視聴覚室など、カーテンにより部屋の中が見えないような部屋は、避難所生活により体調を崩した方や乳児に授乳をするための部屋として一部開放するような配慮も必要となってきます。

また、高齢者や障がい者の方につきましては、コミュニティセンターや学校での生活が困難である場合、福祉避難所への移送などにも必要な場合があります。そのため、各避難所の規模、部屋の配置なども含め、避難所開設、運営について検討

していきたいと考えております。

次に、避難所運営のあり方が指摘されてきたが、運営体制は万全かについてお答えいたします。

今年度の台風第19号では、台風接近に伴う大雨により、土砂災害警戒区域の住民に避難勧告を発令し、また河川水位上昇により浸水のおそれがあるため、市内全域に避難準備・高齢者等避難開始を発令し、避難所を21カ所開設いたしました。

本市におきまして過去の事例から見て21カ所の避難所を開設したのは初めてであり、開設、運営での問題点、課題等が確認されました。また、実際に避難所の運営に当たった職員、コミュニティセンター職員、小中学校職員からも意見が寄せられております。

このようなことから、避難所開設についての改善策を検討し、災害時対応マニュアルとして「避難所開設マニュアル」「避難所運営マニュアル」を整備、更新するとともに、避難所への派遣職員選定などを進め、次年度の出水時期、台風シーズンまでには避難所運営研修会などを行い、スムーズな避難所開設、運営や災害対応を行ってまいりたいと考えております。

また、今回の台風では避難しなかった方もいらっしゃると思いますが、現在、更新作業を進めている防災ハザードマップを令和2年3月までに全戸配布予定ですので、まちづくり出前講座などを通じてマップの周知を図り、市民の防災意識の向上に努めていきたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 渡邊病院事業管理者。

〔渡邊孝男病院事業管理者登壇〕

○渡邊孝男病院事業管理者 私からは、問い3（1）地方独立行政法人になった場合、議会の関与や市民の意見はどう反映されるのかとの問いにお答えいたします。

米沢市立病院と三友堂病院の建てかえについては、平成31年3月に策定された基本計画に基づき、現在基本設計の作成を進めており、令和5年度の

新病院開院に向け取り組んでいるところです。また、新病院の開院にあわせ、現在の地方公営企業法全部適用から地方独立行政法人への組織体制の移行も目指していきたいと考えているところです。

地方独立行政法人とは、公共上の見地から確実に実施が必要な事務事業で、民間の主体に任せては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的、効果的に実施するため、地方公共団体が100%出資して設立する法人であり、議会の議決や都道府県知事の認可を受けて設立されるものです。地方独立行政法人の特徴として、目標による業務管理や適正な業務実績の評価が挙げられます。

前者の「目標による業務管理」とは、目標、計画、評価、業務運営への反映という流れを義務化したもので、具体的には、設立団体となる米沢市が、3年から5年以下の期間で法人が達成すべき業務運営に関する目標、いわゆる中期目標というものを議会の議決を経て策定し、法人に指示いたします。法人はその目標を達成するための中期計画を作成し、市長は議会の議決を経てそれを認可する手を踏みます。さらに、法人は毎事業年度の開始前にその事業年度の業務運営に関する年度計画を作成し、市長に届け出なければなりません。これらはいずれも公表が義務づけられており、法人の業務内容の透明性が図られております。

また、後者の「適正な業務実績の評価」とは、目標による業務管理に対する事後の事業評価の位置づけとなります。具体的には、法人は中期目標に係る事業報告書を作成し、市長が毎事業年度及び中期目標期間の業務実績を評価することとなり、その評価結果を法人に通知し、議会に報告いたします。市長は必要に応じて中期目標期間終了時に組織、業務全般の見直しを行います。

なお、評価に当たっては評価委員会の意見を聞くこととされ、その評価委員会の構成は医療経験者や公認会計士など専門性の高い委員を想定し

ており、これまで以上に事業の効率化や透明性の確保、医療の質やサービスの向上等が求められることになると考えております。

以上のことから、法人化した場合の議会の関与につきましては、制度に準じた対応を基本として推進していきたいと考えております。

地方独立行政法人化に当たっては、市が全額出資して運営するものであり、市立病院という位置づけや市民に対する公の役割を担うという意味合いは今までと変わらないものと考えております。

今後とも、職員はもとより、議会や市民の皆さんに対して、建てかえに関する情報を含め、協議の進捗状況に応じた必要な情報提供を行い、市民の皆様のお声をいただき、市民の皆様や職員の御理解と御協力のもと、事業の推進を図っていききたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、問い3の(2)三友堂病院の移転に伴う利用者の意見、声をどう認識しているかについてお答えいたします。

このたびの三友堂病院との機能分化、医療連携では、三友堂病院とより緊密な連携を行っていくために、現在の市立病院敷地に三友堂病院とともに新病院を建設しようとしております。それに伴いまして、既存の三友堂病院の近隣住民の皆様には、高度な医療が必要になった場合、市立病院まで来院していただくことになり、若干の御不便をおかけすることになります。

なお、三友堂病院の移転に関しましては、以前より近隣住民から心配の声があることを三友堂病院にお伝えしておりますし、三友堂病院にも直接同様の声が寄せられていると聞いておりますので、三友堂病院の今後の方向性が決まった段階で交通の便の確保等を含めまして市の関係部署と検討してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） まず、新1年生の入学準備金ですけれども、支給時期を小学校についても、令和3年ですから、来年の年末か年明けて3月ごろ、中学生は3月支給ですので、大体そのころには支給していただくことに改善するという答弁をいただきました。

それで、これまでは、なかなか入学後でないと、子供さん、御家庭の状況も十分把握できないので入学後だというお話でしたけれども、今回そういう形でやられるという話ですと非常に歓迎したいと思います。

保育園とか幼稚園に入っている子供さん、御家庭の特に貧困状況にあるという方々が就学援助を受けるわけです。そういう点では私はやはり入学する前にその御家庭の状況をよくつかむということが非常に大事だと思っていたわけですよ。入学準備金もそうですけれども、そのほかのさまざまな生活困窮世帯への教育支援なり福祉支援という点で、やはり入学前によく状況をつかんでやるということが大事ですので、そういう点からも入学前支給というのは非常に大事ですので、ぜひ令和3年から間違いなく実施していただきたいと思います。

ただし、当該学校の事務の皆さん方の業務がどうふえていくのかということ、それから幼稚園や保育園の担当の方のどういう業務がふえていくということもございますので、その辺も勘案しながらよろしくお願ひしたいと思います。

次に、子ども医療費の無料化を高校生まで引き上げることでしたけれども、今の答弁を聞きましたら、結局やらない、いつになるかわからないと。やらないというか、来年、新年度にはやらないんだと。いつになるかわからない。まちづくり総合計画、これから5年間、今の計画がありますけれども、その中で何とかやればやると、そして財政状況が許せばということですから、財政状況によってやらないこともあるというお話ですよ。これは全く公約と違うんじゃないでし

ょうか。

それと、市長は、さきの、たった、直前というか、ついこの間の市長選で市民の皆さん方に高校生まで引き上げやりますとおっしゃったわけでしょう。多くの有権者の皆さん方、特に若い子育て世代の方々は、来年からなるんじゃないかと期待を持つのが当然だと思うんですよ。その期待を裏切ることになりますか。財政的な裏づけもなしに、まちづくり総合計画の中で考えていけばいいんだという話で選挙公約に上げたとしたら、それは余りにも安易に選挙公約したと言わざるを得ません。市民の皆さん方の期待を裏切らないように、来年度、新年度から予算計上するのが当たり前じゃないですか、もう一度、市長、答弁願います。

○鳥海隆太議長 中川市長。

○中川 勝市長 私は、来年度やらないということは一言も言っていません。まともに捉えてください。（「じゃやるんですか」の声あり）

ただ、先ほど答弁しましたように、まず実施計画、これにまず入れなきゃならないということは申し上げたとおりであります。来年2月にその実施計画の見直しがありますので、まずそこに入れて、そして予算編成の過程で、来年度の、そういったこともしっかりと見据えながら示していきたいこととありますので、やらないなんていうことは一言も言っていません。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） そうしましたら、やらないということは言っていないかもしれませんが、やるということも言っていないじゃないですか。

そういうことで選挙公約に堂々と掲げる、それを子育て支援の目玉政策のように掲げたわけでしょう。市民の皆さん方は期待を持ちましたよ。私も大歓迎いたしました。しかし、よく見たら、いつからやるという実施時期を書いていないんですよ。そこは有権者に対して非常に不親切。

今おっしゃったように、来年度の予算編成をやる中で、それから第3期の総合計画実施計画の中に入れ込んでという、そういう順序の問題だと今おっしゃいましたけれども、そういう順序の問題だったら、第3期に入れ込んで来年からやりますという話を選挙公約に書かなきゃならないんですよ。有権者の皆さん方は来年度からやるんじゃないかと、やるんでしようと、そういう期待を持ったのは当然です。それを裏切らないようにしていただきたいと思います。

もう一度言いますけれども、現時点では、きょうの時点では、やることは確定していないということですのでよろしいですね。

○鳥海隆太議長 中川市長。

○中川 勝市長 選挙公約で申し上げてきたことは、次の4年間で実施したいことを公約として私は述べたつもりです。ただ、いずれの公約にしましても早目には対応したいということで、来年からやるとかというその期限を明示してお話はしてこなかったわけでありまして、しかし、なるべく極力早目の対応をさせていただきたい。そういった中で、先ほど来申し上げておりますように、予算編成の中でそういう状況をしっかりと捉えながら進めてまいるとのことだけは申し上げておきます。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） 有権者、市民の皆さん方の期待を裏切らないように、来年の新年度予算で編成して実施を強く求めたいと思います。

私、もう一言だけ申し上げておきたいんですが、市長は4年間の実績の中で子供の医療費の引き上げを中学3年生までやりましたと書いておりましたけれども、これは市長が就任する前に既に中学3年生まで引き上げになっておりましたので、そこはお間違いにならないように……。じゃいつやられたんですか、引き上げは。

○鳥海隆太議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 実施については、市長が

就任なされた次の年の4月からになっております。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） 2015年の12月就任でしょう、市長は。中学3年生まで引き上げられたのは2015年4月からですよ。ですから勘違いされていると思いますので、確認をしていただきたいと思います。選挙公約で間違った言い方をされては困ると思います。

次に、学童保育の公設化ですけれども、学童保育の意向調査をやられて、学童保育を公設化してほしいという話があれば公設化していくという話になっているわけですが、公設になった学童は一つもないと。これは何でならないんですか、市長がそんなにかけ声をかけていながらですけども。結局、結果として学童保育の公設化というのがまだ実現してないわけです、一つも。市長は、学童保育の公設化、その考えに変わりはないということもほかの議員から問われておっしゃってましたし、きょうの話もそういうことだと私はとりました。学童の意向を踏まえて公設化をしていきたいというお話でしたけれども、なぜ公設化が進まないんですか、こんなに。

○鳥海隆太議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 私からお答えいたします。

公設化につきましては、もちろん学校という施設を使用していくことが前提となりますので、さまざまな学校を利用するに当たっての要件というか、確認すべきこと等がございます。まずは学校の経営に支障がないこと、それから余裕教室があること、それからセキュリティーに問題がないことというような条件をまずはクリアする必要があります。

さきにおっしゃられました意向調査を踏まえ、意向調査の結果、市内には3校ほど公設というか、学校に入るといえるか、そういった教室の利用を希望しているところがございますが、さまざま要件等を勘案したところ、現在のところそちらの要望

には全てについてお応えできていないという状況でございます。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） そうしますと、その3学童については要件を満たさないということで、その意向、つまり公設化に応えることができないというお話でした。ですよね、今のところ。とすれば、意向を示した3学童の公設化ができないとしたら、結局どこもできないんじゃないですか、公設化。

そういう事情ということであれば、私は公設化じゃなくて別な方針を新たに出して、そしてその方向で今以上に施設整備がよくなるようにしていくというのが米沢市の、何というか、対応だと思うんですよ。公設化、公設化と言って実際意向調査もして、そういう意向もある、しかし各学校の条件が整わないということであれば、そこは各学校の余裕教室を使うということを諦めて、単独施設として学童保育の公設化、建設をするとか、そういう方向で方法、やり方を検討していく必要があるんじゃないでしょうか。

4年たちまして、いまだにその方針も出ないということであれば、さらに何年かかるかわからない話になってしまうわけです。学童保育の関係者の方々も、4年前の市長の公約に期待し、そういう方向でぜひお願いしますという話をして公設化を望んできたわけです。それが実現できない。そして、今答弁ありましたように、そういうさまざまな要件をクリアできずに公設化できないと。その状況がいつまで続くのか。結局無策と言わざるを得ないんじゃないですか。施策を講じていないと言わざるを得ません。その辺のところどうですか、もう一回。

○鳥海隆太議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 御承知のとおり、公設化につきましては、先ほど申し上げましたとおり、希望に沿った形でということで答弁を申し上げたとおりであります。それに沿ってやっているわ

けですが、今さっきあったように条件が整わないところがやはりあって、さらにそこが学区に1つだけでないというところもあったりして、その要件がやはり整わないということが今ございます。

ただ、先ほども答弁したように家賃補助という形で、現在の施設の運営というか、そちらには少なからず寄与しているといった状況にありますので、一概に公設を一気に進めたいというか、希望に沿ってということが今整わないでいるといった状況にあるということを御理解いただきたいと思います。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） ことし、ある学童で、国の補助金を米沢市を窓口にいただいて、学童保育を新しく建てかえをしているわけです。これは本来、米沢市が公設でやるということであれば事業主負担がなくなるわけですよ。ところが、民設という形をとらざるを得なかったために、事業主、つまり父母の負担が出てきている、4分の1負担しなきゃならないわけですよ。総額5,000万円のうちの4分の1、相当な金額ですよ。つまり公設化を目指すと市長がおっしゃったのは父母の負担を減らすという話から始まったわけですが、逆に公設化が進まないために父母の負担がふえているわけですよ、軽減されていないと。そういう事態が米沢市の学童保育で今進んでいるわけです。

だから、公設化をやるんだったら、学校の余裕教室を使えないという事情があるのであれば、別な方法、先ほど申し上げたように単独で施設をつくとか、そういう方向転換をしながら父母の期待に応えていくという方向を打ち出す必要があるんじゃないでしょうか。ぜひ検討をお願いしたいと思います。もう一回、答弁。

○鳥海隆太議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 繰り返しになりますが、やはり学童クラブの意向に沿ってということを最大限に考えていきたいと思いますので、そちら

を踏まえながら今後については検討してまいりたいと考えてございます。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番(高橋 壽議員) 学童保育の整備について、市内の特に周辺部のところについては非常に貧弱な施設を利用せざるを得ない状況になっています。中心部で比較的子供さんの数が多いところについては自前で先ほど言った4分の1の事業主負担を出して、それで建てかえができるという状況にありますけれども、何とか頑張って建てかえておりますけれども、周辺部ではそれさえできないという格差が出ていますので、大至急、学童保育の充実のための米沢市のきちんとした方針をもう一度出していただきたいと思います。

次に、保育無償化に伴い2,100万円、米沢市のこれまでの持ち出し額が浮くと。そして、その浮いた金額をさらに子育て支援のために使う必要があるんじゃないかという質問をしたわけですが、ここは子育て支援全体で判断していくんだということで、非常に残念な答弁だったわけですが、第1回目の質問で申し上げましたけれども、国の基準では年収360万円以上の世帯については、第1子、第2子、ここは副食費が無料にならないわけです。そういったところの軽減に十分使える額ですし、私は使うべきだと思います。

県内の状況が余り示されませんでしたけれども、市独自の減免をしている市町村が30あるわけですが、35のうち30。そして全額無償にしている自治体が10あって、多子カウントの拡大、つまり米沢市は第1子が小学6年生までと限定していますけれども、多子のカウントの仕方を18歳あるいは高校3年生までとしている自治体が20市町あります。

本当に米沢市のこの点での取り組みというのは県内でもおくれた取り組みなんです、無償化に伴う軽減分を子育て支援に具体的に振り向ける、充てるということについて。子育て支援全体で判断していくというのは、何の方針も持たない、何

をするかということも考えていないということのみずからおっしゃったということと同じだと思います。

もう一回、米沢市として、こういう県内自治体の対応の仕方、状況をごらんになって、米沢市も、年収360万円以上、第4階層でいけば470万円を超える世帯、その第1子、第2子、あるいは同時入園した場合は、兄弟でも第1子、第2子は軽減ならないわけですがけれども、同時入園していても第1子、第2子まで副食費の無償化をやるとか、そういうことは考えていただけませんか。

○鳥海隆太議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 先ほど議員から質問あった部分について、数字が手元にございませんでしたけれども、今手元にございますので、それを見ますと、やはり米沢市がとっている部分というのは議員おっしゃったとおり30の中に入っているわけなんですけれども、そのほかの第1子、第2子について県内を見ても、確かに第2子からしているところが多く見られます。ですが、第3子といった点につきましては大きくほかのところからおくれているといった状況にないんですけれども、さらに状況を見ながらさまざま考えてまいりたいというか、全体の中でやはり考えていくべきものだと考えてございます。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番(高橋 壽議員) 子育て支援を強化していく、そして子育てするなら米沢市と言われるようにしたいと市長はおっしゃっているわけですから、今回の無償化で2,100万円、米沢市の持ち出しが浮くわけですから、そこはきちんと、子育て支援全体でとおっしゃっても、具体的に何に使うかということをやはり明確にする必要が私はあると思います。何とはなしにどこかに使っちゃったという話になりかねないと思います。きちんとやればできれば新年度予算でこういうところに使っていくんだということを示していただきたいと思います。

最後に、避難所の運営、設備のところですけども、やはり小学校、それからコミセン、特に小学校体育館を避難所とするのであれば、冷暖房施設整備をやはりきちんとやっていく必要が今後あると思います。国の財政支援もきちんとあるわけですから、避難所の点での整備ですから教育委員会とは別です、教育委員会の予算でなくて、市長部局でやる必要が私はあると思います。

先ほど段ボールベッドの件がありましたけれども、ぜひ早急に、地元の段ボール製造会社もあるということですので、協議をしながら備蓄していただきたいと思います。

いずれにしても、要配慮者が10月12日の夜、板敷きのところでブルーシートに毛布をかぶって一夜を過ごしたという大変な状況が現実にあったわけですので、ぜひ改善方をお願いしたいと思います。

そのことを申し上げ、一言、担当部局からあればお話しただいて、質問を終わりたいと思います。

○鳥海隆太議長 堤市民環境部長。

○堤 啓一市民環境部長 今回の台風19号の経験を踏まえまして、今後、避難所の環境改善あるいは開設、運営について検討してまいりたいと考えております。

○鳥海隆太議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 先ほど答弁いたしました中身についてなんですが、平成28年4月に完全無償化を現市長の中で実施しております。それ以前は、範囲については同じですが、一部の負担がございました。以上であります。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） 一部負担金の撤廃は中川市長がやりましたけれども、中学3年生までそこを上げたということは市長の就任前ですから、今おっしゃったように。間違っています。

以上です。

○鳥海隆太議長 以上で7番高橋壽議員の一般質問

を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時10分 休 憩

~~~~~

午後 2時19分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、健康寿命を延ばす鍵、口腔機能の維持向上について外1点、15番齋藤千恵子議員。

〔15番齋藤千恵子議員登壇〕（拍手）

○15番（齋藤千恵子議員） 皆様、こんにちは。一新会の齋藤千恵子です。

きょうは、お足元の悪い中、議会にお越しいただきました。ありがとうございます。心から御礼を申し上げます。

ことしも残すところあとわずかとなりました。カレンダーも最後の1枚となってしまいました。

さて、先ごろの市長選挙におきまして、中川市長の再選、まことにおめでとうございます。心からお喜びを申し上げるところです。市民の皆様の思いをしっかりと市政に反映し、4年間、本市の発展のため、そして市民の皆様がもっと幸せに暮らせますように、さらに御尽力くださいますように、そしてその手腕を遺憾なく発揮してくださいませよう御祈念申し上げるところであります。

それでは、早速質問に入ります。

大項目1つ目、健康寿命を延ばす鍵、口腔機能の維持向上についてお尋ねいたします。

人生100年時代を迎えました。我が国も超高齢社会に既に突入しています。高齢化率も物すごいスピードで進んでいます。65歳以上の人口は3,000万人を超えており、これはまさに国民4人に1人の割合です。人口問題研究所によりますと、2042年の約3,900万人でピークを迎え、その後も75歳以上の人口割合は増加し続けると予想されてい

ます。

こうした急速な高齢化の状況に対応するため、団塊の世代が75歳以上になる2025年をめどに、重度な要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援などが包括的に確保される体制、いわゆる地域包括ケアシステムが構築され、国策として取り組んで、はや15年がたちました。今、幅広い視点から医療そして介護の体制を大きく進行させていく時期に来ています。

まず初めに、本市の高齢者数等現状をお尋ねいたします。本市の高齢者数、要支援者数、要介護者数、ひとり暮らしの高齢者数、さらに2025年時のそれぞれの人数もお知らせください。また、100歳以上の方の人数もお伺いいたします。

高齢化が進む中、健康長寿日本一を目指す本市として、健康寿命を延ばし、健康長寿日本一を実現させる重要なキーワードの一つがフレイル予防であると思います。

「フレイル」という言葉を皆様御存じでしょうか。まだ余り知られていない言葉だと思います。フレイルは「虚弱」という意味で、健康と介護の間に位置していて、人は健康から一気に直接要介護には行かないのです。必ずフレイルを経て介護状態になると言われています。

そこで、まず初めに、フレイル、そしてオーラルフレイルについて、市としての見解をお伺いいたします。

フレイルのきっかけの一つに口腔機能の衰えを意味するオーラルフレイルがあります。口の健康に関心を持ち、そして適切に対応することが健康寿命を延ばす鍵になります。口腔機能の低下への悪循環は、かめないから始まり、やわらかいものを食べる、これが続くことで、かむ機能の低下、それが口腔機能の低下につながり、さらには心身機能の低下までつながっていく、まさに負の連鎖なのです。

オーラルフレイルの対策とそのチェックはどのようにお考えでしょうか。

オーラルフレイルのリスクを身近に確認できるセルフチェックをここで1つ御紹介させていただきたいと思います。もし皆様よかったら試してみてください。これはとても簡単なことです。「はい」の点数と「いいえ」の点数を申し上げますので、最後にその点数を足してみてください。それでは始めます。

1つ目、半年前に比べてかたいものが食べにくくなった。「はい」の方は2点、「いいえ」の方は0点。

2つ目、お茶や汁物でむせることがある。「はい」の方は2点、「いいえ」の方は0点。

3つ目、義歯を使用している。「はい」の方は2点、「いいえ」の方は0点。

4つ目、口の渇きが気になる。「はい」の方は1点、「いいえ」の方は0点。

5つ目、半年前に比べて外出の頻度が少なくなった。「はい」の方は1点、「いいえ」の方は0点。

6つ目、さきいかやたくあんぐらいのかたさのものがかめる。「はい」の方は0点、「いいえ」の方は1点。

7つ目、1日に2回以上は歯を磨く。「はい」の方は0点、「いいえ」の方は1点。

そして最後、8つ目です。1年に1回以上は歯科医院を受診している。「はい」の方は0点、「いいえ」の方は1点です。

以上8項目の点数を合計してみてください。合計点が0点から2点の方は危険性が少ない、3点の方は危険性あり、4点以上の方は危険性が高い。皆様、いかがだったでしょうか。

オーラルフレイルは、早目に異変に気づき、適切に対応することで予防、改善が可能であると言われています。本市ではどのようなチェックをつくって、どのように活用しているのかお尋ねいたします。

次に、オーラルフレイル予防事業について伺います。

乳幼児期から高齢期まで、歯と口の健康は子供のころからのケアが大切です。子供の口腔ケアは具体的にどのような取り組みを行っているのかお尋ねいたします。虫歯のない3歳児、そして虫歯のない12歳児のそれぞれの子供さんの割合はどのような現状でしょうか。また、フッ素塗布による虫歯予防の効果はいかがでしょうか。

次に、高齢者を対象とした歯科検診は、歯周病疾患の検診のみならず、口腔ケアの役割も果たし、誤嚥性肺炎の予防にもつながります。高齢者を対象とした歯科検診の現状をお知らせください。

また、生涯自分の歯で食べる楽しみを味わえるようにとの願いを込めて、80歳になっても20本以上の歯を保つことを目的にスタートした「8020運動」は随分周知され、達成率も高まってきているようですが、その一方で、高齢者に対する口腔機能の低下予防はどのような現状でしょうか、お知らせください。

さて、厚生労働省は、健康寿命延伸のフレイル予防推進に多額の予算をつけています。口腔機能の維持向上により低栄養や筋肉低下を予防することは、高齢者の健康寿命の延伸にとっても重要なことです。さらに重要なことは、フレイルは身体的なことだけでなく、社会との接点が減少したり、また人づき合いがおっくうになってふさぎ込みがちになる、ソーシャルあるいはメンタルのフレイルです。フレイルは、適切な介入や支援により生活機能を向上できるものなのです。今後のオーラルフレイル予防の取り組みを全体のフレイルの予防による健康増進策の展開とあわせてお示しください。

小項目4つ目、フレイル予防で健康長寿のまちづくりについてお尋ねいたします。

フレイル予防、フレイル対策、そしてオーラルフレイル予防は、一医療専門職による介入だけでは限界があり、まさにまちづくりの中で実現して

いくものと思います。しっかりかんで、しっかり食べ、しっかり運動もやり、そして社会性を高く、みんなで活動するという原点をいかに自分事として取り組んでいくか、改めてフレイル予防、その中でもオーラルフレイル予防事業は重要かと思います。そして、最終的には包括的な介護予防等の施策改善に資する流れにつなげていくことが望まれます。

国では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の流れがあるようですが、どのようになっていくのかもお知らせください。

大項目2つ目、学校教職員メンタルヘルス支援体制の構築についてお尋ねいたします。あわせて、先生方の長時間労働を含めた負担軽減についてもお尋ねいたします。

小項目1つ目、本市における教職員のメンタルヘルス支援の取り組みについて伺います。

小項目2つ目、小中学校における産業医配置の予定について伺います。

学校の先生方は、一般の会社にお勤めの方々と比べて、民間企業で活動する地域の産業医活動の恩恵を余り受けていない、相談体制が手薄なのではないかと思います。それは、子供たちの健康管理を担う学校医はいても、先生方の健康を担う医師がしっかり配置されていないのではないかと思うからです。

先生方はストレスを多く抱え込みがちになることから、産業医の中でも特にメンタル支援体制の構築が喫緊の重要な課題であると思います。県内のほとんどの小中学校は教職員が49人以下のため、労働安全衛生法による産業医配置の義務がない状態です。このため、県教育委員会では、各地区の小学校をまとめて1つの職場、同じく中学校もまとめて1つの職場という考えで、それぞれに複数の産業医を配置し、面談し相談役になるという支援を広げようという構想です。

本市では産業医配置についてどんな状況かお知

らせてください。

最後に、小項目3つ目、市、教育委員会、医師会との連携協定について伺いいたします。

県医師会は、県教育委員会と数回にわたり協議をして、各地区医師会長には市教育委員会教育長とトップ会談をして両方で解決するという基本合意を取りつけるように、東北初の試みとして、初年度は酒田市、鶴岡市、米沢市で事業を進める予定であると聞いておりますが、本市の取り組みをお知らせください。

残業が長時間に及んでいたり、ストレスチェックで高リスクと判断されたりした先生方を対象に産業医が健康相談を行い、必要に応じてさまざまな支援を行うというものです。また、この構想、いずれは県内全域に広げると聞いております。そして、産業医による呼び出しや校長先生からの情報収集をもとにした面談などを構築し、先生方が気軽に産業医と面談できる体制を構築することを最終目的としています。

この仕組みが浸透、定着することで、先生方がみんな心身ともに健康で元気に仕事ができる、先生方が元気に子供たちに向き合っていただくことで、子供たちもさらに元気に学校生活を送ることができる、それが本市の教育力の向上につながるものと考えます。

もし、このメンタル支援事業を進めていく上で課題などありましたらお知らせください。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○鳥海隆太議長 小関健康福祉部長。

〔小関 浩健康福祉部長登壇〕

○小関 浩健康福祉部長 私からは、健康寿命を延ばす鍵、口腔機能の維持向上について申し上げます。

初めに、本市の高齢者の状況についてお答えいたします。

平成31年4月1日現在、本市の65歳以上の高齢者数は2万5,089人、高齢化率31.2%、うちひとり暮らしの高齢者は3,049人となっております。

100歳以上の方は、令和元年9月1日現在で115人おられます。また、要支援認定者数は760人、要介護認定者数は3,720人という状況です。

高齢者数の将来推計としては、令和3年以降、減少に転じ、令和7年（2025年）には2万4,719人、要支援・要介護認定者総数は4,391人と予想しております。高齢化率は34.0%となり、引き続き上昇していくものと推計されます。

次に、フレイル、オーラルフレイルの認識についてお答えいたします。

フレイルは、加齢とともに筋力などが低下し、生活機能障がいや死亡などの危険性を招きやすい状態を意味するものであり、特に前期高齢者と比べ後期高齢者に多く見られることから、要介護状態に至る前段階の状態と捉えております。

また、オーラルフレイルは、口腔機能の脆弱な状態を意味し、身体的なフレイルを予防するため、口腔機能の維持向上の重要性を啓発することを目的として提案された概念と認識しております。

いずれも高齢者の健康的で心身ともに自立した生活を脅かす要因であると捉えておりますが、一方で、適切な介入、支援により改善可能性の高い状態でもあり、この時点で有効な対策を講じ、フレイル状態に陥らないようにすることが要介護状態になることを防ぐのに重要であると考えているところであります。

オーラルフレイルの対策とそのチェックについてお答えいたします。

口腔機能の低下は、摂食機能の障がいを引き起こし、運動・栄養障害などにつながる危険性が高いことから、対策としては口腔内を初め身体状況の確認及び生活習慣を把握し、個人の状態に応じた適切な介入が必要と考えます。

次に、チェックの方法については、本市では介護予防の推進に伴い平成18年度から国が導入した基本チェックリストを活用しております。基本チェックリストは、フレイルの身体的、精神的、社会的側面を含む項目をチェックできるもので

あり、生活機能の低下のおそれのある高齢者を早期に把握に必要な事業へつなぎ、状態悪化を防ぐだけでなく、高齢者が自身の状況を確認するための手段としても有効な方法となっております。

オーラルフレイルに特化したチェック表の導入についても、口腔機能の低下の早期発見に有効な手段です。特に口腔機能については、歯科の受診勧奨を行うこともあることから、歯科医師会や歯科衛生士会等にも意見を求め、オーラルフレイルの対策を検討したいと思います。

オーラルフレイルの予防事業につきまして、まずは幼児期及び学齢期における虫歯のないお子さんの状況についてお答えいたします。

本市の3歳児健康診査における虫歯のないお子さんの割合は、平成28年度は82.0%、平成29年度82.2%、平成30年度83.2%となっており、年々虫歯のないお子さんの割合はふえております。

本市では、乳幼児健診等の機会を捉えて仕上げ磨きなど虫歯予防についての情報提供を行うとともに、1歳8カ月児健康診査では平成17年度から、3歳児健康診査では平成25年度から米沢市歯科医師会の指導のもと、歯の質を強くして虫歯を予防することを目的に、希望者にフッ素塗布を行っております。その後はかかりつけ歯科医で継続的にフッ素塗布を行うように説明し、虫歯予防に努めております。

次に、本市の12歳児の状況についてお答えいたします。

本市の12歳児の定期健康診断における虫歯のない生徒の割合は、平成29年度69.1%、平成30年度66.2%、令和元年度で65.2%となっております。また、永久歯の1人当たりの平均虫歯数は、平成29年度0.66本、平成30年度0.75本、令和元年度0.57本となっております。

本市では、子供の健康な歯を維持するため、学校での歯科検診を通じ、虫歯のある児童の保護者に対する受診勧奨、米沢市歯科医師会と学校の連携による保健指導、よい歯の学校表彰及びよい歯

の児童生徒表彰を行っております。

子供の虫歯には家庭での生活環境が大きくかわっており、学校での活動だけでは一概に改善できませんが、虫歯の問題は子供の時代にとどまらず、生涯にわたってリスクを負わせてしまうことになるため、継続して歯科保健活動を実施していくことが重要であると考えております。

オーラルフレイル予防事業についてお答えいたします。

本市では、介護予防の知識、実践方法の習得の機会として介護予防教室を開催しております。各教室では特定の機能に特化するのではなく、運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上等、心身機能全般の予防に資する幅広い内容を実施しており、口腔機能については歯科医師や歯科衛生士による指導等も行われております。また、通いの場に対する言語聴覚士や歯科衛生士の派遣も実施しているほか、現在は管理栄養士を加え、口腔機能向上と栄養改善に資するレクリエーション大会等のイベントを実施しております。

今後も、口腔機能の向上を含めた心身機能にバランスよく働きかけることのできる介護予防事業を実施してまいります。

フレイル予防で健康長寿のまちづくりについてお答えいたします。

現在、生活習慣病対策及び高齢者向けのフレイル対策は、医療保険における保健事業、介護予防は介護保険と、制度ごとに実施主体が分かれて実施されております。そのような中で、国では人生100年時代を見据え、高齢者の健康事業と介護予防の一体的な実施に向けた体制整備等を行い、順次実施していくこととなりました。今後、県による説明会が予定されておりますので、その内容を踏まえ、本市としての実施について検討したいと考えております。

フレイル予防は、本市が目指す健康長寿のまちづくりにおける基軸の一つであると思います。特にオーラルフレイルについては、乳幼児期をスタ



ートとし、市民一人一人の意識づけ、気づきから主体的取り組みへと転換できるよう普及啓発を推進してまいります。

また、高齢者向けの施策としては、平成30年3月に完成しました「米沢はっぴい体操」の中にも口腔機能向上トレーニングとして「はっぴいマウス体操」を取り入れておりますので、その他の取り組みとあわせて活用してまいります。必要に応じた専門職の関与、介入等も推進しながら、要介護状態となることを予防する水際作戦となるよう、関係機関との十分な協議、連携を強化し、着実に推進してまいります。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 大河原教育長。

〔大河原真樹教育長登壇〕

○大河原真樹教育長 初めに、学校教職員のメンタルヘルス支援体制の構築についてお答えいたします。

現在、学校や子供たちを取り巻く環境は複雑化、多様化し、教員にかかる負担が大きくなっています。教職員の多忙感や負担感を軽減し、心身ともに健康な状態で、ゆとりを持って子供たちと向き合うことができるよう、学校においては行事や会議の精選、日課の見直しなど、働き方改革を進めております。

教育委員会としましても、校務支援システムの導入による事務の効率化や学校閉庁奨励日の設定による計画的な休暇取得の推進など、さまざまな取り組みを行っております。また、管理職や養護教諭を中心にして教職員の健康状態に気を配り、必要に応じ相談の機会を設け、医療機関の受診を勧めるなど、教職員の健康管理を行っております。

そのほか、ストレスへの気づきやセルフケアを促し、メンタルヘルス不調を未然に防止するため、ストレスチェックを実施しております。ストレスチェックは、年2回、教職員がパソコン等からアクセスし、質問に対し答えていくものです。分析

結果は個人に通知されるとともに、校長に対しては職場の状況について情報提供されます。ストレスチェックで高ストレス者が発見された場合は、速やかに学校と連携し、対象となる教職員が産業医等との面談や専門医の診断が受けられるよう支援体制を整えています。

続いて、小中学校への産業医の配置についてお答えします。

学校への産業医の配置につきましては、既にマスコミ等で報道されているとおり、ことし5月に米沢市医師会と締結しました米沢市立小中学校教職員の健康管理連携に関する協定に基づき、教育委員会に産業医を配置し、支援体制を整備しております。

次に、米沢市医師会との連携協定についてお答えいたします。

医師会との連携協定につきましては、酒田市に次いで県内2番目となります。今後は、教職員に対して周知していくとともに、この協定を継続し、産業医の配置のほか、さまざまな支援や助言をいただき、教職員の健康管理に関する支援体制の強化に努めたいと考えております。

最後に、メンタル支援事業を進める上での課題についてであります。大きな課題は先生方の意識改革だと思っています。あり方、生き方の見直しという点から、自分の生活を見直し、趣味を楽しむなど人間的魅力いっぱいの教員として子供の前に立つことが自分のメンタルを保つことにつながると考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 齋藤千恵子議員。

○15番（齋藤千恵子議員） ありがとうございます。

大項目1つ目からもう一度質問させていただきます。

今回、私がこの大項目1つ目を質問しようと思ったのは、前にもちょっとお話ししたことがあると思いますが、先月92歳になった私の母が数年前

に何でもないところで転んで、大腿骨の手術もできずにそのまま全く歩けず、車椅子生活が続いていると。思い出してみますと、その1年ぐらい前からでしょうか、何か母のものを洗濯しても、食べこぼしが多かったり、おみそ汁やお茶を飲んでいるとき、本当にわずかですが、むせてみたり、御飯がかたいかたいと言ってわざわざやわらかくしたりなどが続いておりました。

私にこうした知識がなかったばかりに、そのわずかな変化を見逃してしまったことにとて後悔をしているところです。こうした口腔ケア、それから口腔機能の向上というところの知識があればと思うと、これから寝たきりにならないために、要介護状態になるのが少しでも遅くなるようにと、そんな思いがあってこの質問をしてみようかなと思ったところでありました。

今さまざま御答弁をいただきました。1つちょっと聞き逃したのでしょうか、3歳児と12歳児の虫歯のことはお聞きしたのですが、高齢者を対象とした歯科検診の現状というところをちょっと聞き逃したようでありますので、教えてください。

○鳥海隆太議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 大変申しわけございませんが、ただいま答弁申し上げたのは聞き取りに沿ってお答えしたところでございましたので、そのような内容はちょっと漏れていたところでございました。ただいま手元に資料がございませんので、後ほどお示しさせていただきたいと思います。申しわけございません。

○鳥海隆太議長 齋藤千恵子議員。

○15番（齋藤千恵子議員） ありがとうございます。聞き取りの後に私が電話をかけて申し上げたものですから、抜けたのだと思いますので、後で教えてください。

作家の司馬遼太郎さんという方が、漢字の歯という字が年齢という意味を、昔、近年以来あらわしていたんだと。年齢の「齢」は昔の「齡」で言

うと歯を書きますよね。だから、いかに歯と年齢は関連があるかというようなことをある書物で読んだような覚えがありましたので、高齢者向けの高齢者を対象にした歯科検診がどんなふうになっているのかなと思ってお聞きをしてみたかったところでもありますので、よろしく願いいたします。

フレイル予防、いろいろ御説明をいただきましたが、今、全国初の試みで会食サロンを集団で行っている自治体があるということで注目されています。その中で、集会所で市民サポーターが主体となって、頭の体操から始めてさまざまなレクリエーション、そして唾液腺、唾液がいっぱい出るようなマッサージなどをして、その後栄養満点のおいしいお弁当をみんなで楽しく食べる、そういった会食サロンの記事が載っておりました。

その注目すべきは、地域の健康イベントにかかわってきた保健推進委員などから募集した市民サポーターの方々が主体となっている点、それから高齢者の孤食を防ぐ取り組みで、みんなで食べて笑顔でお食事をするという点、この2点ではないかなと思いますが、本市においてもさまざまなフレイル予防の対策をなさっていらっしゃると先ほども伺いましたが、このフレイルサポーターのような市民サポーターを養成するようなお考えや、また計画などはお持ちかどうか伺います。

○鳥海隆太議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 ただいまサポーターについての情報は手元にございませんけれども、そういった方々がいて効果を出しておられるといった先進自治体があると思いますので、そちらについては調査を進めたいと思います。

なお、先ほどの高齢者の方々への事業でございますけれども、歯周病の検診事業というのがございます。令和元年度、今年度につきましては、40代からそれぞれございますが、70、71歳になる市民の方を対象に年間6回、日にちが決まっております。

ますけれども、集団検診の節目で検診を実施するといった内容のものをやっております。

目的については、当然対象者が検診を受けることで歯周病の予防に努めることができるということで、今年度の目標については、自分の歯の状態について理解するといったこととあわせ、自分に合った適切な口腔ケアや受診行動ができるということを目的として実施しているものであります。

以上であります。

○鳥海隆太議長 齋藤千恵子議員。

○15番(齋藤千恵子議員) ありがとうございます。

高齢者を対象にした歯科検診、やはり歯周病予防ももちろんでありますけれども、口腔ケア、今おっしゃってくださいましたが、誤嚥性肺炎、一番心配される、御高齢になると心配される誤嚥性肺炎の予防にもつながると聞いておりますので、ぜひさらにもう少し年齢も上げながら実施していただければありがたいなと思ったところであります。

高齢者の方々は、ともするとお食事が偏りがちになったり、自分がお好きなもののみ食べるというような、一人で食べているとそうなりがちだと思いますが、食生活の見直し、また孤食を防ぐ取り組みなどについてはどのようになっていますでしょうか、お伺いいたします。

○鳥海隆太議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 高齢者の方々がさまざま集まる場面というのがございます。通いの場であったりという場面がございますので、そういった場面で、できる限り、考え得る限り歯科に関する助言ができる方々をその中に招いて、何らかの指導という形で進めているところでございます。

○鳥海隆太議長 齋藤千恵子議員。

○15番(齋藤千恵子議員) よろしくお伺いいたします。

よく赤ちゃんの口元と高齢者の口元が似ている

ということで、赤ちゃんのほうは口の周りの筋肉がまだ未熟で、高齢者の方々はその筋肉が衰えているので、よく似ているなどと言われております。

口腔機能の衰えである、お口周りの筋肉の衰えということはオーラルフレイルのサインでもあるのではないかなと思います。予防の意味でさまざまな口腔トレーニングを通所施設や介護施設でも実施しているところを私も見させていただきましたが、どのような現状になっているか教えてください。

○鳥海隆太議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 介護の事業所については、摂食・嚥下障がいや、咀嚼の障がいによる要介護状態の悪化というか、そういうものを防止するために、食前食後の口腔に関するケアであったり体操ということをやっております。さらに、協力医療機関の指導等によって個別のケアというものも実施しているところであります。

また、隔年ではございますが、歯科医師会の協力のもとに、ケアマネジャーを対象とした研修というものも実施してございます。介護職員に対して口腔ケアの重要性について理解を深めていただけるように努めているところであります。

以上です。

○鳥海隆太議長 齋藤千恵子議員。

○15番(齋藤千恵子議員) それでは、大項目2つ目に入らせていただきます。

私、6月に県の医師会の会長さんを初め副会長のお医者様方と国会議員や県会議員の女性議員の方々との意見交換会に進行役として出席させていただいた中で、さまざま県の医師会の今回申し上げたお考えや構想をお伺いしてきたところでこの質問をさせていただいております。

教育委員会の改正労働安全衛生法への対応になかなか苦慮なさっているというようなお話も出たわけではありますが、そのように見受けられるというようなお話でありましたが、その点はいかがでしょう。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 教職員のメンタルヘルス面というところで申し上げますと、学校医は子供たちの健康状態について把握するというところで、先ほど議員お話しのとおり、教職員を診る者がというところがなかなかというところが以前よりあったと思います。

学校には管理学校医という形で、その範囲を子供たちだけでなく教職員まで広げて、以前から教職員の健康管理についても診ていただいているという形はありましたけれども、やはり出されている産業医という形のところまでは行き着いていなかったという課題点はあったかなと思っています。

○鳥海隆太議長 齋藤千恵子議員。

○15番（齋藤千恵子議員） 先ほどさまざま策をいろいろして先生方の負担を少しでも減らすという取り組みをなさっているとお聞きいたしましたが、こうした複雑な社会の中での先生方、本当にいろいろ大変な思いをなさっているんじゃないかと推察いたしますが、身近に適切な相談相手が少ないのではないかなというふうな見方と言ったらいいいんでしょうかね、そんなふうにもちよっと見えるところがあるのですが、その点はいかがでしょう。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 今までの現状を考えてみますと、教職員に悩みなどがあった場合には、やはり管理職であったり養護教諭、あとスクールカウンセラーなどが入っている学校については、子供たちや保護者のみの対応でございませんで、スクールカウンセラー等への相談の機会ということは確かにあったと捉えております。しかしながら、なかなかそういった方々に気軽にといったましか、そういう形での相談ということまでは十分ということでは難しい部分もあったのかなと思っています。

○鳥海隆太議長 齋藤千恵子議員。

○15番（齋藤千恵子議員） そして、長時間勤務の方とかストレスチェックで高リスクの方々が高リスクの方ということで、面談が主であるということでありましたが、労働安全衛生法では申し出や希望の方との面談となっているのでありますが、これがなかなかこうした体制が進まないことの原因の一つではないかなということもその意見交換会の中で出てきたわけでありましたが、その点はどのようにお考えでいらっしゃいますか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 実際に長時間労働でありましたり高ストレスという教職員がいる状況でございます。ただし、今のところ申し出があった場合にはというところになっておりますので、なかなか御本人がそこまで相談するほどではないと、申し出をしない場合ですと、面談、相談までには結びついていないという事実はあるところでございます。

○鳥海隆太議長 齋藤千恵子議員。

○15番（齋藤千恵子議員） 本市の場合は、学校医イコール産業医の方が多いということでしょうか。だとすると、先生方がさまざまなストレスをどうしても抱えがちになる、そしてそれを気軽に誰かに相談したり自分の心の負担を軽くするということが、そういう状況にはなかなかないというのが現実ではないかなと思うんです。そうでない方もいらっしゃると思いますが、そうでいらっしゃるって苦しんでいらっしゃる、みずから声を上げることができない先生方も中にはいらっしゃると思います。

今回の市と教育委員会とそして医師会との三者連携の協定が、保護者の方々にも、先生方の方のこうした実態、実態という言い方は変でしょうか、保護者の方が先生方の実態というものを理解する、そういうきっかけになれば、それもこの連携協定の一つの役目ではないかなと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 今回の連携協定ということにつきましては、まず基本的なところの事項が協定として結ばれておりますので、その中身を充実させるということについて、今後教育委員会と医師会とで連携をとりながら、そういった中身の充実というところに今度シフトしながら、形ができたということでの中身の充実ということに持っていかなければならないのではないかと捉えております。

一方では、やはりまずは教職員への周知、こういった協定により産業医というところできちんと相談を受けることができる、あるいは必要に応じてさらに専門医などへの相談ができるといった、悩んだりした場合にどういう方法、手法があるのかということをやはり教職員に周知、まだまだ周知していかなければならないと思いますし、あわせて議員お話しのように保護者、市民の方々にもこういった形でのメンタルヘルスの手法をとっているということを広げていきたいと思っていますところでございます。（「ありがとうございました」の声あり）

○鳥海隆太議長 以上で15番齋藤千恵子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時10分 休 憩

~~~~~

午後 3時19分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。この際、お諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議が定刻の午後4時まで終了

しない場合、会議時間を日程終了まで延長することに決まりました。

次に進みます。

一つ、米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画について外2点、19番古山悠生議員。

〔19番古山悠生議員登壇〕（拍手）

○19番（古山悠生議員） 明誠会の古山です。

12月に入り、本格的な冬の訪れを感じているところですが、ことしは平成から令和へ改元される大きな節目となり、2019年も間もなく終わろうとしています。

私も会社員から市議会議員となり、わからないこと、戸惑うことの連続でした。市長を初めとする当局の皆様には大変御迷惑をおかけしたことをおわびし、また議長を初めとする諸先輩議員の皆様には御指導いただいたことに改めて感謝を申し上げます。

さて、昨日は、ことし話題になった言葉に贈られる新語・流行語大賞が発表され、年間大賞にはラグビー日本代表のスローガン「ONE TEAM（ワンチーム）」が選ばれました。

ことし日本で開催されたラグビーワールドカップでは、国を代表する選手たちがお互いにリスペクトの精神を持ちながら全力でぶつかり合ったからこそ世界中の人々を魅了し、日本全体を熱狂の渦に巻き込んだのだと思います。

これからは、先日再選を果たしました中川市長を先頭に、行政、議会、そして市民の皆さんががっちりスクラムを組んで、ワンチーム、チーム米沢として、よりよい米沢をつくるために頑張っていきたいと思います。私も米沢のリーチ・マイケルになれるようチームを鼓舞しながら邁進してまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず初めに、大項目1、米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画についてお伺いいたします。

平成29年度に策定された米沢市立学校適正規

模・適正配置等基本計画によれば、2018年度から2037年度にかけての20年間で中学校は3校、小学校は8校にするとされていますが、2年後、関小学校は南原小学校へ、関根小学校は松川小学校へ統合されるとされていますが、それ以後については統廃合に向けての道筋がはっきりと見えていません。

先日、私の地元、六郷地区において「統廃合について語る会」が開催されました。参加人数は15人ほどでしたが、事前に地区内の中学生以上全員を対象としたアンケートが実施されました。アンケートの中では、小学校の統廃合に賛成する人が全体の77%、その一方で約53%の人が米沢市立学校適正規模・適正配置計画等基本計画を「知らない」と回答しました。

また、さまざまな意見が寄せられました。子供がいる家庭を中心に、生徒数の減少が進む中、より多くの級友と学べる環境を子供たちにつくってあげたいと思うとの一方、統廃合に対する不安、具体的な計画については、合併するのが5年後なのか10年後、20年後なのか、そしてどのように進められていくのかよくわからないというのが実情のようでした。

そこでお伺いいたします。

米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画の基本方針と現在の進捗状況がどのようになっているか、また今後どのように進めていくのかお伺いいたします。

続いての質問に入ります。

さきに述べたように、関小学校は南原小学校へ、また関根小学校は松川小学校へと統合されることが決定しています。言うまでもなく、小学校は地域の核とも言うべき存在です。地域から小学校がなくなるということで地域から活力がなくなるのではと不安に思う市民は多くいらっしゃいます。

そこでお伺いいたします。

小中学校の統廃合後の地域コミュニティーに与

える影響をどのように考えているかお伺いいたします。

続いての質問に入ります。

現在、文部科学省で推進するコミュニティ・スクール、いわゆる学校運営協議会についてお伺いいたします。

このコミュニティ・スクールは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体になって特色ある学校づくりを進められるとされています。

学校運営協議会の主な役割としては、①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、②学校運営に関する意見を教育委員会または校長に述べることができる、③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べるができる、この3つがあります。

平成27年12月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を踏まえ、学校運営協議会の設置の努力義務化やその役割の充実などを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が行われ、平成29年4月1日より施行されました。

また、統廃合後の変化としては、学習方法の多様化、委員会やクラブ活動の選択の幅の拡大、活動に活気が生まれ、児童の社会性が高まる等の成果がある反面、指導の個別性、きめ細やかさがやや粗くなり、児童と教師の関係が希薄になる傾向や、児童が個性を発揮しにくくなる点が指摘されています。さらに、学校の運営、活動のすり合せが困難な点や、学校と地域との関係が疎遠になり、旧校区にとってはなじみがなく、愛着が減る、新校地の場合は学校の敷居を高く感じる、地域の学

校行事への参加の減少から地域の活力低下を招く、学校がなくなった地域にわだかまりが残る等の課題が指摘されています。

このため、統廃合によって協働関係の変更を迫られる保護者や地域住民が統合校との関係を見出すための糸口を検討することが新たな関係構築の上で求められています。

また、学校は、地域社会の中でその役割を果たし、地域とともに発展していくことが重要であり、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を實現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、小中学校の統廃合を進める上でも、統合する地域が一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校づくり」が必要だと考えますが、そのためにもこのコミュニティ・スクールの導入を検討していただきたいと思いますが、本市の見解をお伺いいたします。

続いて、大項目2、地域公共交通網の整備についてお伺いいたします。

この公共交通というテーマは、市民要望も強く、多くの議員がこの一般質問の場で質問されてきました。

先日、私は、南陽市で行われた、とある男性アーティストグループのコンサートに妻と行ってきました。久しぶりに妻と2人で出かけたので少し緊張しましたが、非常にすばらしいコンサートで、我が家のコミュニケーションを深めることに成功しました。

そのアーティストの1人は、前日、米沢駅東口のホテルに宿泊したそうですが、新幹線で夕方4時ごろ米沢に到着し、ホテルにチェックインし、米沢市内を散策しようとホテルを出たそうですが、まずこう思ったそうです、まちはどこだ。移動しようにも、バスもない、タクシーも通らない。結局、市内まで歩いて行ったそうです。

まちに魅力がないから人々が集まらないのか、人々が出かける手段がないから人が集まらないのか、鶏と卵の話のようですが、中心市街地でさ

えこのような状態ですので、郊外や農村部に行けばなおさら公共交通の利便性が高いとはいいたいものだと思います。今後、高齢化が進むにつれ、市民からの公共交通への期待はより高まるものと思います。

ことしの6月定例会では4人の議員が公共交通について質問されていました。その答弁の中で、今年度を準備期間として、来年度より本市では地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通網整備計画を2カ年計画で策定することになっていますが、改めて、今後どのような方針で進めていくのか、お伺いしたいと思います。

また、現在策定中である立地適正化計画と連携し、今後人口が減少し、各施設、インフラが老朽化しつつある中で、持続可能なまちにするためにもコンパクトなまちづくりが求められますが、その中で公共交通はまさに骨格です。

私が所属する総務文教常任委員会では、テーマを「米沢グランドデザイン2040～Yonezawa型コンパクト＋ネットワーク」と設定し、10月には先進事例を学ぶために、栃木県宇都宮市、兵庫県姫路市、山口県周南市を視察してまいりました。

その中でも宇都宮市は、面積が約416平方キロメートルと米沢市より小さいながらも人口は約52万人の北関東を代表する中核都市であります。しかし多くの地方都市と同じように、人口減少、少子高齢化や市街地縁辺部への人口移動による中心市街地の空洞化等の問題を抱えています。

これらの課題を解決し、市民の快適な生活環境の實現と持続可能な都市計画を行うため、都市機能を中心市街地周辺に集約し、さらには市内の各地域に生活拠点を定め、それらの拠点を公共交通で結ぶ多極ネットワーク型のコンパクトなまちづくりを目指しています。

基幹公共交通としてLRT（次世代型路面電車システム）を整備中ですが、郊外部ではタクシー車両等を利用し、公共交通空白・不便地域などに

おける地域住民の日常の移動手段を確保する地域内公共交通を導入しています。既存公共交通との役割分担を踏まえ、運行エリアは原則として地域内とし、鉄道駅やバス停留所に結節することで地域外への移動環境を確保しています。検討段階から実際の導入まで地域住民による運営組織が主体となり、市や事業者と連携しながら取り組み、郊外部13地区15路線で運行し、人口52万人のうち約23万人をカバーしています。

そこでお伺いいたします。

このように、これからは持続可能なコンパクトなまちにするために公共交通を軸としたまちづくりをする必要があると考えますが、本市の考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、その地域公共交通の運営方法においても、全てを市で行うのではなく、民間あるいは地域住民が主体となって運営する方法などが考えられますが、いかがお考えでしょうか、お伺いいたします。

最後に、大項目3、図書館の利活用についてお伺いいたします。

先ほどは公共交通によるまちづくりと言いましたが、一方で、現在、全国的に図書館をまちづくりの中心に据える自治体がふえています。市民の文化的向上に寄与するだけでなく、まちのにぎわい創出にも期待が持たれています。

皆さんも御存じかと思いますが、佐賀県武雄市の図書館は、民間会社が運営し、2013年にリニューアルオープンしました。人口4万9,000人ほどの自治体ですが、開館初年度は92万人の人が来館し、最近では外国人観光客も多く訪れるそうで、2018年度は100万人を超える来館者数があったそうです。もちろん武雄市図書館は民間会社が運営しているため単純に比較することはできませんが、図書館にはそういったポテンシャルがあることを物語っています。

一方、本市図書館は、紆余曲折の経緯を経て総事業費約28億円をかけ、2016年7月に開館しまし

た。新図書館・市民ギャラリー整備事業は中心市街地再整備の中核的事業として位置づけられていると認識していますが、開館後の近隣の歩行者、自転車の通行量調査では数値が上がり、通行量の減少に歯どめをかけ、まちなかのにぎわい創出には一定の効果があったと考えます。

しかし、先ほど話した男性アーティストは結局徒歩でまちの中心部にたどり着き、図書館だけがやたら立派で、脇には広大な空き地があると驚いたそうです。米沢の中心市街地を客観的に見れば、やはり寂れた中心街に真新しい図書館がそびえ立つ、そういう印象なのだと感じさせられる話がありますが、せっかく米沢の顔となるべく建設した図書館ですので、さらなる利活用が望まれます。

また、図書館を利用する多くは学生や本が好きな市民が中心だと思いますが、それ以外の市民の方にもぜひ利用していただきたいと思いますし、さらに公共施設はその施設の持つ機能以上の価値を市民に提供する必要があると私は考えます。

そこで、現在、市立米沢図書館の利用状況はどのようなになっているのかお伺いいたします。また、今後図書館の利活用をどのように進めるのかお伺いしたいと思います。

以上で私の壇上からの質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○鳥海隆太議長 大河原教育長。

〔大河原真樹教育長登壇〕

○大河原真樹教育長 初めに、米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画についてお答えいたします。

現在、平成29年度に策定しました基本計画に基づき、本市の子供たちがこれからの社会の変化に対応し、次代を担う生きる力を育むことができるよう、よりよい教育環境の創出と質の充実を目的として進めております。計画期間は20年間と定め、小学校8校、中学校3校に再編統合することを目指しております。

計画の進捗状況ですが、南原中学校と第二中学

校が平成31年度に統合され、令和3年度には関根小学校と松川小学校、関小学校と南原小学校を統合することが決定しております。また、（仮称）南西中学校の令和7年度開校を目指し調査を進めております。

今後の見通しについてですが、小学校については、複式学級を持つ三沢西部小学校、三沢東部小学校、六郷小学校、また広幡小学校と塩井小学校について、地区及び保護者との協議を進めてまいります。中学校については、（仮称）東中学校、（仮称）北中学校について、生徒数の推移や必要な条件整備などを考慮しながら具体的な開校年度について決定してまいります。

続いて、学校統合による地域のコミュニティーに与える影響についてどのように捉えているかについてお答えいたします。

地域のコミュニティー形成については、これまでもコミュニティーセンターを中心として地域住民が話し合い、さまざまな特色ある活動を通して推進していただいていると考えております。子供たちもそのような地域とのかかわりの中で住民の方々に温かく見守られ、健やかに成長しています。適正規模・適正配置計画の推進により学校は統合されてまいります。子供たちは地域に帰るわけですので、地域で子供たちを見守り育てていただくことに変わることはございません。

教育委員会としましても、学校と地域との協働的な取り組みを通して子供たちが地域の中で生き生きと活動できるよう支援してまいります。

次に、コミュニティー・スクールの取り組みについてお答えいたします。

現在、本市においてはコミュニティー・スクールを導入しておりませんが、全ての学校において学校評議員制度の活用や地区のコミュニティーセンターとの連携など、地域の力を生かした、地域に開かれた学校づくりを進めております。また、平成29年度から愛宕小学校区において地域学校協同本部を設け、地域コーディネーターを中心とし

た学校支援活動が行われております。

このように、各小中学校区において学校と保護者、地域が協働し、地域とともにある学校づくりを進めるという考え方に理解と協力をいただきながら、地域の人材、資源等を活用した学校経営が行われているところであり、一定の成果を上げていると認識しておりますので、コミュニティー・スクールという形をとらなくてもいいのではないかと考えております。

今後、適正規模・適正配置事業により学校統合が進めば1つの学区が広域化してまいります。新しい教育課程を編成し、多様な地域性を生かした新たな学校文化をつくっていくこととなりますので、今後もコミュニティーセンターを核とした地域づくりに向けて、学校と地域の連携を図ってまいりたいと思います。

次に、市立米沢図書館の利活用についてお答えいたします。

初めに、利用者数の推移であります。平成28年7月の開館からことしで丸3年が経過いたしました。ナセBA開館に当たって、年間目標入館者数を図書館28万人、市民ギャラリー4万人、施設全体で32万人と設定しておりました。この目標に対し昨年度までの入館者は、平成28年度は開館した7月からの9カ月間で図書館が30万人、ギャラリーが6万2,000人の合計36万2,000人、平成29年度は図書館が32万2,000人、ギャラリーが5万4,000人の合計37万6,000人、平成30年度は図書館が30万7,000人、ギャラリーが5万8,000人の合計36万5,000人と、毎年、当初設定した目標を上回って推移しており、昨年12月2日には累計100万人に達したところでございます。

なお、今年度も10月までの入館者が約21万4,000人と前年度の同月比約94.5%となっており、安定した利用状況となっております。

これは、図書館では15万冊を超える開架書架となっており、これまで以上に直接目で見て手で触れて本を探せる楽しみがふえたこと、市民ギャラ

リーでは、天井が高く、さまざまな展示方法に対応できる機能が整い、これまでより一段上の展示が可能となったことなど、ナセBAの最大の特徴のほか、充実した機能とさまざまなサービスの拡充で利便性が高まったことによるものと考えております。

次に、幅広い年齢層の集客のための取り組みについてであります。図書館では休館日が月4回以上あったものを月1回と減らして開館日をふやし、多くの方が利用しやすい環境を構築しております。また、こどもカウンターや「おはなしのへや」を設置したほか、読書通帳の発行等でこどもコーナーを充実し、親子等の利用を促進しております。さらに、これまでの郷土資料等の調査相談への対応に加え、先人顕彰コーナーや郷土資料コーナーでの展示など新しい取り組みも行っているほか、1階のギャラリーの展示に合わせてその作者の著書を集めて図書館では特集コーナーを設けるなど連携した事業も行っており、単に読書を楽しむだけでなく、幅広い生涯学習に寄与したサービスを展開しているところであります。

また、昨年度からは英語多読のための蔵書の充実や読書会を開催しているほか、今年度は小学生の図書館利用拡大を図るためスタンプラリーを行うなど、それぞれの年代の興味関心やニーズに応じた事業に取り組んでいるところであります。

図書館は、「暮らしの中に図書館を」を合い言葉に、図書資料の充実や開館時間の延長など、一人でも多くの方に利用していただける図書館を目指して取り組んでまいりました。今後も利用者の声を聞きながら、これまで以上に愛される図書館を目指して各種事業等に取り組んでまいりたいと考えております。

一方、市民ギャラリーにおいては、貸し館部分が多くなりますが、単なる展示で終わるのではなく、ワークショップや講演などを組み入れた展覧会の実施など、利用者の要望に沿えるギャラリーになっており、稼働率も高くなっております。ま

た、自主事業として始めた図書館休館日を利用したウッディーコンサートは、地域で活動している音楽団体や愛好者の発表の場の創出だけでなく、気軽に音楽に親しむことのできる機会の提供に寄与しており、ナセBAの新たな集客の目玉に定着しつつあります。さまざまな活用方法を提案するとともに、博物館で所蔵している美術品等の展示などについても検討を行い、新たな利用者の開拓にも努めてまいりたいと考えております。

このように、図書館とギャラリーのそれぞれの機能やサービスを向上させることはもちろんのこと、双方の機能を融合させて、幅広い年代の皆様にとりましてナセBA全体がより魅力的な場となり、さまざまに利用していただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 我妻企画調整部長。

〔我妻秀彰企画調整部長登壇〕

○我妻秀彰企画調整部長 私からは、2の地域公共交通網についてお答えします。

初めに、（１）地域公共交通網の整備をどのように進めていくのかと（２）公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりについてであります。人口減少や自家用車の普及などにより公共交通利用者の減少が進み、本市の公共交通を取り巻く環境は大きく変化しております。

一方で、高齢化の進展に伴い、通院や買い物など日常生活における移動手段として公共交通の必要性は高まっており、また学生が通学するための交通手段としても不可欠であることから、公共交通網の整備は重要な課題であると認識しております。

本市が運行する市民バスにつきましては、これまでも市民バス万世線におきまして民間病院の開設に合わせた路線の変更や、地元高校生の通学時間などを考慮した冬時間の設定、米沢駅から沿線にある米沢工業高等学校までの直行便の新設など、地域や関係者との話し合いを継続しながら

見直しを行い、利便性の向上に努めてまいりました。

また、山上、田沢の両地区におきましては、地元の公共交通のあり方について、住民の方々とともに検討を重ねた結果、高齢者など交通弱者の利便性を優先した、いわゆるドア・ツー・ドアの移動を望む声が多く寄せられたことから、それまでの路線バスから乗り合いタクシーに移行し、地区のニーズに合わせた利用しやすい交通環境整備も行っておりまいました。

さらに、JR以外の公共交通がなかった広幡地区におきましても、同様に地域住民との検討を重ね、平成30年度から乗り合いタクシーの実証実験を継続しており、来年度からの本格運行に向けて調整を進めているところであります。

このように、地域によって抱える課題はさまざまであり、それぞれの状況に合わせて取り組みを進めてまいりましたが、各課題へ個別に対応するだけでは市全体の問題解決には至らず、今後は本市の公共交通ネットワーク全体の方向性を明らかにする必要があるものと認識しております。

こうしたことから、本市では地域公共交通の現状、問題点、課題を整理し、公共交通ネットワーク全体を一体的に形成し持続させることを目的とした、本市の公共交通のマスタープランとなる地域公共交通網形成計画を来年度から2カ年をかけて策定することとし、今年度はその準備作業を進めているところです。

高齢者を初め交通弱者の方々が混乱することなく安心して利用し続けられるよう、交通分野の課題解決にとどまらず、地域の暮らしを支えるという視点に立ち、まちづくり、福祉、健康、教育などさまざまな分野との連携を図りながら、本市の公共交通が果たすべき役割を明確化し、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークを構築していかなければならないと認識しております。

計画の策定に当たり、まずは本市の公共交通の現状を分析するとともに、利用者のニーズをしつ

かり把握するために住民グループへのインタビューや市民アンケート等の調査を実施し、地域公共交通を取り巻く課題の整理を行ってまいります。

議員お述べのとおり、持続可能なまちを実現するためのコンパクトなまちづくりを進めていく中で、都市機能や人口が集積する中心拠点や生活拠点と各周辺地区を結ぶネットワークを形成していくために、これからますます地域公共交通の充実が必要になってまいります。

このような中、現在策定中の立地適正化計画では、どのようなまちを目指すのかというまちづくりの方針と、将来においても持続可能な目指すべき都市の骨格構造を示した上で、都市機能や居住の誘導について考えを示すこととしております。

この立地適正化計画と連携を図り、都市機能としての公共交通の利便性、効率性、持続可能性をさらに高めていくためには、何より地域の方々一人一人が、日常生活に欠かせない交通手段として地域公共交通の必要性について意識を高め、積極的に利用していただき、地域に欠かせない足として育てていただくことが重要であります。そのために、より市民が利用しやすい公共交通網形成の実現に向けてこの計画策定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(3)地域公共交通の運営方法については、議員から宇都宮市の事例を御紹介いただいたところでありますが、全国ではさまざまな運営などの形態があるところであります。

最近では、南陽市におきまして10月1日から沖郷地区での新しい公共交通「おきタク」の運行が開始されました。この「おきタク」は、沖郷地区住民で組織する運行協議会が地区の約2,000世帯から200円ずつ負担金を徴収し、市から運営補助金200万円を得て運営するもので、本市の乗り合いタクシーと同額の片道500円で、沖郷地区に居住する60歳以上の住民が対象とのことであります。

これらの事例を含め、地域公共交通にはさまざまな手法があり、本市においてもそうした先進地などの取り組みを参考にさせていただきながら、地域の実情に配慮した効果的な運営方法を検討してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 古山悠生議員。

○19番（古山悠生議員） 御答弁ありがとうございます。それでは質問席より質問させていただきます。

まずは地域公共交通についてお伺いしたいと思います。

6月定例会の一般質問で、影澤議員から最寄りのバス停までの歩く距離は何メートル以内を考えているかという質問に300メートル以内を想定していると答弁されました。

また、2015年のデータでは現在米沢市の徒歩圏内の人口のカバー率は69.8%となっていました。今後、米沢市が目指すべき将来的なカバー率は何%を目指しているのかお聞かせいただきたいと思います。

○鳥海隆太議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 今御質問ありましたように、7割ぐらいというようなところではありますが、この人口カバー率を上げていくというところは、もちろんそのような目標は間違いないところではありますが、今後検討が必要なのは指標が果たしてこの人口カバー率でよいのかというところがあります。例えば、バスでも1日に二、三本しか通らないという地域があった場合に、二、三本でもバス停があれば人口カバー率に入ってしまうというようなところで、なかなかその対象にはなっているものの利便性が低いというようなところも、そういう状況も想定できますので、今後、計画の中でどのような指標を使って目標として掲げていくかということについては検討させていただきたいなと思っております。

○鳥海隆太議長 古山悠生議員。

○19番（古山悠生議員） ありがとうございます。ぜひ今言われたようにカバー率にこだわらず、市民の利便性に寄り添った計画を立てていただきたいと思います。

少し話は変わりますが、今後市立病院が三友堂病院と連携して、現在の位置の三友堂病院がなくなれば、米沢市北部に住む人々にとって高度医療を受けられる病院が遠くなります。この場合、道路の整備がもちろん必要ですが、一方で公共交通が果たすべき役割も大きくなると考えますが、どのような対応策を現時点で考えているのか、もしあればお聞かせいただきたいと思います。

○鳥海隆太議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 病院に通院される方は、さまざま年齢層の幅広い方がいらっしゃると思うんですが、通院される方というのは一番公共交通を必要とされている方の割合が多いんだろかなと思っております。現在もある程度は市内の循環バスが通っているわけでありましたが、この現状ではなかなか足りないというところも当然認識しておりますので、市立病院のほうに三友堂も移動するというようなところがありますので、そちらのほうに利便性が高い交通手段で行ける、バスだけになるか、そのほかの交通手段も活用するかというのは今後の検討であります、それは十分考えていきたいと思っております。

○鳥海隆太議長 古山悠生議員。

○19番（古山悠生議員） ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

先ほど壇上からもありました立地適正化計画を現在策定中だと思います。先ほど宇都宮市の例を挙げましたが、中心市街地周辺部に都市機能を集約するだけでなく、周辺地域内に例えば食料品店やATM等の金融機能、または診療所などの最低限の生活拠点を整備して、その中をコミュニティバスや乗り合いタクシーが走り、鉄道駅や路線バスと結節するといったようなことで、地

域内で生活ができ、また民間事業者を圧迫することもないと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○鳥海隆太議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 周辺部ですとやはりコミュニティセンターが中心となって、そのほかに現在であれば郵便局とかそういうようなところもあるというような地域になっていると思うんですが、なかなかそこだけの動きで、買い物とかになれば当然民間がどれだけ経済的に進出できるのかということもありますので、その状況を見ながらというようにところで、当然地域の中での移動というものは今後の計画の中で検討すべき課題であると認識しているところでございます。

○鳥海隆太議長 古山悠生議員。

○19番(古山悠生議員) ありがとうございます。私も市民の皆さんの声を聞きながら、機会を捉えながら御提案させていただきたいと思います。

続いて、図書館の利活用について伺いたいと思います。

先ほどの図書館の利用人数、年間36万人ほどということでしたけれども、率直にどのように感じられたか伺いたいと思います。

○鳥海隆太議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 当初設定した目標人数より多く利用していただいているわけですが、さまざまな方に利用していただいていると認識をしております。

○鳥海隆太議長 古山悠生議員。

○19番(古山悠生議員) 私もこの数字は評価すべき数字だと思います。これは当局や職員の皆さんの日ごろの努力の成果だと思います。先ほどの例の中で私も知らないこともありまして、本当にすばらしい取り組みだと思います。

しかしながら、まだまだ図書館が持つ機能性以上のことを発揮する可能性はあるのかなと思っています。もちろん図書館そのものが利益を生み出すものではありませんけれども、せつかく約28億円もかけてつくったのですから、建設費以上

の価値を市民に提供する必要があると考えます。

例えば、先ほど壇上で話した武雄市図書館もそうですし、例えば神奈川県大和市立図書館では、市長が掲げた「健康都市」という考えに基づいて健康をテーマとした展示やイベントを開催し、血圧や骨密度をはかる器具を設置し、人気を集めているそうです。また、居心地のよい椅子を用意することで、家にこもりがちな高齢者の来館促進にもつながっているそうです。

本市も健康長寿日本一を掲げていますので、ぜひこの図書館も健康長寿につながるような企画を実施し、例えばまちなかウォーキングのチェックポイントに図書館を設定して来館につなげるということもできます。それによって健康な市民がふえ、市の医療負担が減れば、施設機能以上の役割を果たすということになるかと思います。

また、本市図書館には上杉家や郷土の貴重な史料も数多く所蔵されていますので、ぜひそれらを活用して観光ツアーを企画することもできると考えますが、いかがお考えでしょうか。

○鳥海隆太議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 先ほど教育長も壇上から申し上げましたように、図書館についてはその基本コンセプトの中に「暮らしの中に図書館を」というような合い言葉があります。図書館が持っているさまざまな蔵書であったり知的財産であったりというものをさまざま活用しながら、多くの方々に生涯学習の中で活用していただくような取り組みということで、図書館なりの独自の取り組みもしておりますし、また中心市街地活性化協議会などの活動の中で図書館を活用した取り組みもしていただいておりますので、そういったようなさまざまな取り組みを図書館からも発信をしながら、またさまざまな団体としても利用していただくように、取り組みをしていきたいと考えております。

○鳥海隆太議長 古山悠生議員。

○19番(古山悠生議員) 現在、新庁舎も建設中

ですので、この公共施設の機能以上の市民価値というものをぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

次に、米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画についてお聞きしたいと思います。

先ほど、関小学校が南原小学校と、関根小学校が松川小学校と統合するということでしたけれども、関小学校、関根小学校の校舎がともに老朽化していること、また統合先の地域との関係を考えれば、小さい学校が大きい学校に統合というある意味違和感のない統合だと思います。

しかし、それ以外の地域で構想されている、例えば六郷、広幡、塩井といった場合や、上郷、万世といった場合の統合は、これまでとは少し色合いの違う対等な統合であるため、より慎重な合意形成が必要だと考えますが、これをどのように進めていくか、お考えでしょうか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 今、議員お話しのとおり、今までとは違う状況が考えられると想定してございます。

今までも、まず保護者、地域の方々への基本計画の周知、これまた議員先ほどお話しのとおり、多くの方がまだ計画を理解されていないということなどもありますので、そういったところを丁寧に行っていくということになろうと思います。その後、統合検討ということでの一歩進んだ検討という形で、地域の方、保護者の方、さまざまな方々から御意見をいただき、その御意見をいただいた中から合意形成を図っていきたいと考えているところでございます。

○鳥海隆太議長 古山悠生議員。

○19番（古山悠生議員） この合意形成を進めていく上でも先ほど壇上で話しましたコミュニティ・スクールが有効だと考えたので今回提案したわけですが、先ほどの答弁の中で、市内の学校はコミュニティ・スクールを導入しなくても同様のことが行われていると理解しました。

私は、今回の一般質問をするに当たり、既にコミュニティ・スクールを導入されている隣の川西町からお話をお伺いしてまいりました。

川西町は、平成30年度に高山小学校が中郡小学校と、東沢小学校が小松小学校と統廃合されました。コミュニティ・スクールは統廃合以前より導入されており、統廃合に関しては別に検討委員会を組織したそうです。学校運営協議会の中で組織したそうなんですけれども、以前からの学校運営協議会の中で、地域がどのような教育を目指すかという方向性が、学校や保護者、地域の人々の間で統一され、さらに現状や解決すべき問題点を共有していたからこそ、子供たちのために何がいいのかということを考えて統合という道を選んだということでした。統廃合後の小学校でも、各地域から委員を選出し学校運営協議会を設置し、方向性、将来像を両地区の間で共有を図っているそうです。

これは繰り返しになるかもしれませんが、このように異なる地域間の意識の共有についてはどのように図っていくのかお伺いしたいと思います。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 今、川西町の事例をお聞きしたところでございます。

本市におきましても、先ほど答弁させていただきましたように、学校評議員制度というものを利用し、保護者の代表の方、地域の代表の方、その他有識者の方というところで組織するものでございますので、そういったところでも学校に対する御要望やら地域のお考えであるとか、保護者としての考え方などについても御意見をいただいているところでございます。

今までそういった中で学校の統合ということの話題ということにはなかなか行き着かなかったのかなと思いますけれども、そういった視点での子供にとってよい教育環境とはというテーマ性の御意見なども頂戴しながら、地域の方々、保護

者の方々の御意見をお聞きしたり、その中で合意形成に向けた話し合いができるのではないかと考えております。

○鳥海隆太議長 古山悠生議員。

○19番（古山悠生議員） 話を中学校に移したいと思えますけれども、今現在、市内のいわゆる適正規模とは言えない、小規模と言われる中学校が、どことは言いませんけれども、非常に優秀な成績をおさめています。この要因というのはどのように分析されていますか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 今お話しの中学校ということでもありますけれども、先ほどのお話にもあったように、きめ細やかな指導、あと教職員の努力、あと地域との連携などにより、そういった姿をつくっているのではないかと捉えているところがございます。

○鳥海隆太議長 古山悠生議員。

○19番（古山悠生議員） もちろん学力が高いことだけがよい学校とは一概に言えないと思います。しかし、日本では統合による大規模化が進められていますけれども、世界では逆に小規模化、小さな学校が主流だそうです。小さな学校、小さなクラスほど学習意欲や態度が積極的になり、子供たちの人間形成、成長に効果的であると実証され、教育効果が高いという考え方もあります。

今まで米沢市は実際複式学級を続けてまいりました。小規模校のデメリットのほうが今この適正規模化を進める中で強調されていますけれども、小規模校ならではのメリットもしっかりと分析して、今後の教育にぜひ生かしていただきたいと思えます。

私も将来的に統合することは賛成です。しかし、それがいつどのようになるのか、保護者の方もイメージできていません。理解を深めるために、説明会を何回したかではなくて、地域や保護者の皆さんと実際に対話することが必要ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 議員お話しのとおり、説明会といいますとどうしても一方的に当局側から、今回であれば計画案の説明ということに捉えられがちでありますけれども、よりそういった機会を通して地域の方々等の御意見、お考え等もいただけるような、そんな会の開催の工夫もしていかなければならないのではないかと捉えております。

○鳥海隆太議長 古山悠生議員。

○19番（古山悠生議員） 最後になりますけれども、統廃合というのはあくまで手段であって、目的ではありません。真の目的は、米沢市の子供たちにとって豊かな教育を施すことだと思います。今、私たちが議論していることが10年後20年後の子供たちの未来を左右しかねないという責任があります。

今回、何人かの先生に実際に会ってお話をお聞きしましたが、その中の1人の先生がこう言っていらっしゃいました、我々教師には単式も複式も関係ない。目の前の子供たちと向き合い、最善を尽くすだけだ。そして地域とともに成長していく学校をつくりたいと。地域の垣根を越えて、市民、学校、教育委員会が目指すべき教育のあり方を共有し、がっちりスクラムを組み、まさしくワンチームとなることが求められるんだと思います。

そこで、教育長にお聞きします。

教育長が考える、米沢市が目指すべき教育とは何かをお聞かせください。その思いが市民や保護者に伝わらなければ、なかなかこの統廃合というものは進んでいかないのではないかと思います。よろしくお願いします。

○鳥海隆太議長 大河原教育長。

○大河原真樹教育長 米沢市が目指している子供像に「がってしない子ども」というのがあります。少々のことではこたれない子供をつくっていくということで、適正規模・適正配置ということで、

がってしない子供、「人は、人を浴びて人になる」、
多くの人と子供たちをかかわらせたい、かかわら
せる中で子供がよりよい人格を形成していくと
思っています。そういう意味では、どんなことに
もへこたれない子供、どんなときでもひきょうな
ことをしない子供、素直でいることに心地よさを
感じる子供、こういう子供を育てていくために、
教職員一丸となって頑張っていきたいと思っ
ております。

○鳥海隆太議長 以上で19番古山悠生議員の一般質
問を終了いたします。

.....

散 会

○鳥海隆太議長 以上をもちまして本日の日程は終
了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時09分 散 会